

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)
 第一条による改正 (社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 (平成二十四
 年法律第六十九号))

改 正 後	改 正 前
<p>第四条 地方交付税法の一部を次のように改正する。 第六条中「百分の二十二・三」を「百分の二十・八」に改める。</p> <p>第五条 地方交付税法の一部を次のように改正する。 第六条中「百分の二十・八」を「百分の十九・五」に改める。</p> <p>附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 略</p> <p>二 第四条の規定並びに附則第十六条、第二十二條及び第二十三條の規定並びに附則第十八條から第二十二條までの規定 平成三十一年四月一日</p> <p>三 第二条の規定及び附則第八條から第十三條までの規定 平成三十一年十月一日</p> <p>四 第五条の規定並びに附則第十七條、第二十四條及び第二十五條の規</p>	<p>第四条 地方交付税法の一部を次のように改正する。 第六条中「百分の二十二・三」を「百分の十九・五」に改める。</p> <p>附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 略</p> <p>二 第二条及び第四条の規定並びに附則第八條から第十三條まで、第十六條、第二十一條及び第二十二條の規定 平成二十九年四月一日</p>

定 平成三十二年四月一日

(第二条の規定による地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の地方税法（以下「三十一年新地方税法」という。）の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一条第三号に定める日（以下「一部施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びに一部施行日以後に保稅地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びに施行日から一部施行日の前日までの間に保稅地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

第九条 三十一年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた三十一年新地方税法第七十二条の八十七の規定は、消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間が一部施行日以後に開始する場合について適用し、これらの課税期間が施行日から一部施行日の前日までの間に開始した場合については、なお従前の例による。

第十条 三十一年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた三十一年新地方税法第七十二条の八十七各項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する消費税法第四十二条

(第二条の規定による地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の地方税法（以下「二十九年新地方税法」という。）の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一条第二号に定める日（以下「一部施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びに一部施行日以後に保稅地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びに施行日から一部施行日の前日までの間に保稅地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

第九条 二十九年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十七の規定は、消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間が一部施行日以後に開始する場合について適用し、これらの課税期間が施行日から一部施行日の前日までの間に開始した場合については、なお従前の例による。

第十条 二十九年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十七各項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する消費税法第四十二条

第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間に係る三十一年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた三十一年新地方税法第七十二条の八十七各項の規定による申告書で消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額を記載したものを提出する場合において、同号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等、同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は三十一年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれておりときは、これらの事業者に対する三十一年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた三十一年新地方税法第七十二条の八十七各項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

略

2 前項の三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等とは、消費税法改正法附則第十五条の規定、消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第五条第一項から第五項まで、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定又は同条第四項若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定により、消費税法改正法第三条の規定による改正前の消費税法（次項及び次条第一項において「三十一年旧消費税法」という。）第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。

第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間に係る二十九年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十七各項の規定による申告書で消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額を記載したものを提出する場合において、同号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等、同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は二十九年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれておりときは、これらの事業者に対する二十九年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十七各項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

略

2 前項の二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等とは、消費税法改正法附則第十五条の規定、消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第五条第一項から第五項まで、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定又は同条第四項若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定により、消費税法改正法第三条の規定による改正前の消費税法（次項及び次条第一項において「二十九年旧消費税法」という。）第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。

3 第一項の三十一年経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。

一〜四 略

五 前各号に掲げるもののほか、消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定により三十一年旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びにこれらに係る課税仕入れ及び特定課税仕入れで政令で定めるもの

4 第一項の場合において、三十一年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた三十一年新地方税法第七十二条の八十七各項に規定する事業者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条及び次条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）附則第三十九条第一項に規定する適用対象期間における同項に

規定する卸売業及び同項に規定する

小売業に係る同項に規定する課税仕入れ等の税額の合計額の計算（次条第六項及び第七項において「適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算」という。）について平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、第一項の規定にかかわらず、三十一年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた三十一年新地方税法第七十二条の八十七各項の規定を適用する。

第十一条 三十一年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項

3 第一項の二十九年経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。

一〜四 略

五 前各号に掲げるもののほか、消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定により二十九年旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びにこれらに係る課税仕入れ及び特定課税仕入れで政令で定めるもの

4 第一項の場合において、二十九年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十七各項に規定する事業者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条及び次条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）附則第三十九条第一項又は第四十一条第一項に規定する適用対象期間における平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項に規定する卸売業及び同項に規定する

小売業に係る同項に規定する課税仕入れ等の税額の合計額の計算（次条

第六項及び第七項において「適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算」という。）について平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項又は第四十二条第一項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、第一項の規定にかかわらず、二十九年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十七各項の規定を適用する。

第十一条 二十九年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項

後段の規定により読み替えられた三十一年新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する課税期間に係る三十一年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた三十一年新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する三十一年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者に対する三十一年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた三十一年新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定の適用については、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第十一条第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）」がある場合においては、当該控除しきれなかった金額、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）がある場合においては、当該控除しきれなかった金額、及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）がある場合においては、当該控除し

後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する課税期間に係る二十九年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する二十九年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者に対する二十九年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定の適用については、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第十一条第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）」がある場合においては、当該控除しきれなかった金額、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）がある場合においては、当該控除しきれなかった金額、及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）がある場合においては、当該控除し

れなかつた金額)、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た譲渡割額」とする。

一 次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額、次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額及び次のハに掲げる金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額の合計額

イ 略

ロ 当該課税期間中に当該事業者が行った前条第二項に規定する三十九年経過措置対象課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額

ハ 当該課税期間中に当該事業者が行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ(附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等及び前条第二項に規定する三十九年経過措置対象課税資産の譲渡等を除く。)に係る消費税額の合計額

二 次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額、次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額及び次のハに掲げる金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額の合計額

イ 略

ロ 当該課税期間中に当該事業者が行った前条第三項に規定する三十九年経過措置対象課税仕入れ等について、消費税法改正法附則第十五条の規定、消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四条第三項の規定、消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第十四条第四項の規定に基づく政令の規定、消費税法改正法附則第十六条の二

れなかつた金額)、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た譲渡割額」とする。

一 次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額、次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額及び次のハに掲げる金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額の合計額

イ 略

ロ 当該課税期間中に当該事業者が行った前条第二項に規定する三十九年経過措置対象課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額

ハ 当該課税期間中に当該事業者が行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ(附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等及び前条第二項に規定する三十九年経過措置対象課税資産の譲渡等を除く。)に係る消費税額の合計額

二 次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額、次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額及び次のハに掲げる金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額の合計額

イ 略

ロ 当該課税期間中に当該事業者が行った前条第三項に規定する三十九年経過措置対象課税仕入れ等について、消費税法改正法附則第十五条の規定、消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四条第三項の規定、消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第十四条第四項の規定に基づく政令の規定、消費税法改正法附則第十六条の二

の規定若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧消費税法第三章の規定又は消費税法改正法附則第十六条第二項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第五条第六項（消費税法改正法附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五条第七項（消費税法改正法附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定若しくは消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第十四条第四項の規定若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定により読み替えて適用される消費税法改正法第三条の規定による改正後の消費税法（ハにおいて「三十一年新消費税法」という。）第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからニまでに掲げる消費税額の合計額

ハ 当該課税期間中に当該事業者が行った課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物（附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等及び前条第三項に規定する三十一年経過措置対象課税仕入れ等を除く。）について、三十一年新消費税法第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからニまでに掲げる消費税額の合計額

2 三十一年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた三十一年新地方税法第七十二条の八十八第一

の規定若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧消費税法第三章の規定又は消費税法改正法附則第十六条第二項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第五条第六項（消費税法改正法附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五条第七項（消費税法改正法附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定若しくは消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第十四条第四項の規定若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定により読み替えて適用される消費税法改正法第三条の規定による改正後の消費税法（ハにおいて「二十九年新消費税法」という。）第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからニまでに掲げる消費税額の合計額

ハ 当該課税期間中に当該事業者が行った課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物（附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等及び前条第三項に規定する二十九年経過措置対象課税仕入れ等を除く。）について、二十九年新消費税法第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからニまでに掲げる消費税額の合計額

2 二十九年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十八第一

項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する課税期間に係る消費税
法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該
課税期間に係る同項第四号に規定する消費税額の計算の基礎となる金額
に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第
二項に規定する三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第
三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する三
十一年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、前項
第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事
業者を三十一年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えら
れた三十一年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者と
みなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「同項の
不足額、当該不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは
、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため
の地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律
第六十九号）附則第十一条第一号イに掲げる金額から同項第二号
イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合に
おいては、当該控除しきれなかった金額）、同項第一号ロに掲げる金額
から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金
額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）及び同項第一
号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除
しきれなかった金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金
額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して
控除しきれなかった金額」とする。

項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する課税期間に係る消費税
法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該
課税期間に係る同項第四号に規定する消費税額の計算の基礎となる金額
に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第
二項に規定する二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第
三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する二
十九年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、前項
第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事
業者を二十九年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えら
れた二十九年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者と
みなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「同項の
不足額、当該不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは
、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため
の地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律
第六十九号）附則第十一条第一号イに掲げる金額から同項第二号
イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合に
おいては、当該控除しきれなかった金額）、同項第一号ロに掲げる金額
から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金
額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）及び同項第一
号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除
しきれなかった金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金
額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して
控除しきれなかった金額」とする。

三十二年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた三十二年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が一部施行日以後に終了する課税期間に係る三十一年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた三十一年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する三十一年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事業者に対する三十一年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた三十一年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定の適用については、同項中「同項の不足額、当該不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二

二十九年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が一部施行日以後に終了する課税期間に係る二十九年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する二十九年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事業者に対する二十九年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定の適用については、同項中「同項の不足額、当該不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二

号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかつた金額」とする。

4 三十一年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた三十一年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が一部施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項第五号に規定する不足額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する三十一年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者を三十一年新地方税法附則第九条の五後段及び第九條の六第一項後段の規定により読み替えられた三十一年新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第十一条第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつ

号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかつた金額」とする。

4 二十九年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が一部施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項第五号に規定する不足額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する二十九年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者を二十九年新地方税法附則第九条の五後段及び第九條の六第一項後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第十一条第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつ

た金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た譲渡割額」とする。

5 三十二年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた三十二年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十六条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出しようとする者に限る。）が一部施行日以後に終了する課税期間に係る三十二年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた三十二年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する三十二年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、当該事業者に対する三十二年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた三十二年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定の適用については、同項中「同項の不足額、当該不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第十一条第一項第二号イに掲げる金額、同号ロに掲げる金額及び

た金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た譲渡割額」とする。

5 二十九年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十六条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出しようとする者に限る。）が一部施行日以後に終了する課税期間に係る二十九年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する二十九年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、当該事業者に対する二十九年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定の適用については、同項中「同項の不足額、当該不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第十一条第一項第二号イに掲げる金額、同号ロに掲げる金額及び

同号ハに掲げる金額、同号に掲げる金額」とする。

6 第一項又は第二項の場合において、三十一年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた三十一年新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者が、適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算について平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、第一項又は第二項の規定にかかわらず、三十一年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた三十一年新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定を適用する。

7 第三項から第五項までの場合において、三十一年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた三十一年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者が、適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算について平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、第三項から第五項までの規定にかかわらず、三十一年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた三十一年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定を適用する。

8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における三十一年新地方税法第二章第三節及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定の適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

同号ハに掲げる金額、同号に掲げる金額」とする。

6 第一項又は第二項の場合において、二十九年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者が、適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算について平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項又は第四十二条第一項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、第一項又は第二項の規定にかかわらず、二十九年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定を適用する。

7 第三項から第五項までの場合において、二十九年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者が、適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算について平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項又は第四十二条第一項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、第三項から第五項までの規定にかかわらず、二十九年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた二十九年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定を適用する。

8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における二十九年新地方税法第二章第三節及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定の適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第十二条 三十一年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される三十一年新地方税法第七十二条の百十四から第七十二条の百十六までの規定は、一部施行日以後に行われる地方消費税の清算又は交付について適用する。この場合において、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、これらの規定の適用については、三十一年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される三十一年新地方税法第七十二条の百十四第一項中「第七十二条の百三第三項」とあるのは「第七十二条の百三第三項、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この項及び次条第一項において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次条第一項において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次条第一項において「三十一年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項」と、及び附則第九条の六第三項前段」とあるのは「並びに附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧地方税法附則第九条の六第三

第十二条 二十九年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される二十九年新地方税法第七十二条の百十四から第七十二条の百十六までの規定は、一部施行日以後に行われる地方消費税の清算又は交付について適用する。この場合において、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、これらの規定の適用については、二十九年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される二十九年新地方税法第七十二条の百十四第一項中「第七十二条の百三第三項」とあるのは「第七十二条の百三第三項、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この項及び次条第一項において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次条第一項において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次条第一項において「二十九年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項」と、及び附則第九条の六第三項前段」とあるのは「並びに附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧地方税法附則第九条の六第三

」とする。

第十三条 一部施行日から平成三十二年三月三十一日までの間における三十二年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される三十二年新地方税法第七十二条の百十四から第七十二条の百十六まで（これらの規定を前条後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定の適用については、三十二年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される三十二年新地方税法第七十二条の百十四第一項及び第七十二条の百十五第一項中「十二分の十」とあるのは「十七分の十」と、三十二年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される三十二年新地方税法第七十二条の百十四第二項及び第七十二条の百十五第二項中「二十二分の十二」とあるのは「十七分の七」とする。

2 | 平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における三十一年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される三十一年新地方税法第七十二条の百十四から第七十二条の百十六までの規定の適用については、三十一年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される三十一年新地方税法第七十二条の百十四第一項及び第七十二条の百十五第一項中「二十二分の十」とあるのは「二十一分の十」と、三十一年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される三十一年新地方税法第七十二条の百十四第二項及び第七十二条の百十五第二項中「二十二分の十二」とあるのは「二十一分の十一」とする。

」とする。

第十三条 一部施行日から平成三十年三月三十一日までの間における二十九年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される二十九年新地方税法第七十二条の百十四から第七十二条の百十六まで（これらの規定を前条後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定の適用については、二十九年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される二十九年新地方税法第七十二条の百十四第一項及び第七十二条の百十五第一項中「十二分の十」とあるのは「十九分の十」と、二十九年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される二十九年新地方税法第七十二条の百十四第二項及び第七十二条の百十五第二項中「二十二分の十二」とあるのは「十九分の九」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(第四条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第四条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成三十一年度分の地方交付税から適用し、平成三十一年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(第五条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 第五条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成三十二年分までの地方交付税から適用し、平成三十一年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 略

(地方消費税率の引上げに当たつての措置)

第十九条 略

2
略

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(第四条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第四条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十九年度分の地方交付税から適用し、平成二十八年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 略

(地方消費税率の引上げに当たつての措置)

第十八条 略

2
略

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二十条 略

(前条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 略

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二十二条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四条中「百分の二十二・三」を「百分の二十・八」に改める。

(前条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 前条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、

平成三十一年度分の予算から適用する。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二十四条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四条中「百分の二十・八」を「百分の十九・五」に改める。

(前条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 前条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、

平成三十二年度分の予算から適用する。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十九条 略

(前条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 略

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二十一条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四条中「百分の二十二・三」を「百分の十九・五」に改める。

(前条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 前条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、

平成二十九年度分の予算から適用する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第五条の四の二 道府県は、平成二十二年度から平成四十三年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成三十三年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p> <p>一及び二 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第五条の四の二 道府県は、平成二十二年度から平成四十一年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成三十一年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p> <p>一及び二 略</p> <p>2及び3 略</p>

4 道府県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から平成三十三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第三項第二号に規定する特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百元」とする。

5 略

6 市町村は、平成二十二年度から平成四十三年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成三十三年までの各年である場合に限り。）において、前条第六項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の三に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の三に相当する金額（当該金額が五万八千五百円を超える場合には、五万八千五百円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

4 道府県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から平成三十一年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第三項第二号に規定する特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百元」とする。

5 略

6 市町村は、平成二十二年度から平成四十一年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成三十一年までの各年である場合に限り。）において、前条第六項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の三に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の三に相当する金額（当該金額が五万八千五百円を超える場合には、五万八千五百円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一及び二 略

7及び8 略

9 市町村民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から平成三十三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第三項第二号に規定する特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第六項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは「百分の四・二」と、「五万八千五百円」とあるのは「八万九千九百円」とする。

10 略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第四十五条 道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第一項の規定を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

2 略

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成二十六年から平成三十三年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み

一及び二 略

7及び8 略

9 市町村民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から平成三十一年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第三項第二号に規定する特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第六項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは「百分の四・二」と、「五万八千五百円」とあるのは「八万九千九百円」とする。

10 略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第四十五条 道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第一項の規定を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

略

2 略

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成二十六年から平成三十一年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み

替えて適用される附則第五条の四の二第一項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

4 市町村民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

5 略

6 前項の場合において、当該納税義務者が平成二十六年から平成三十三年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第五条の四の二第六項中「百分の三」とあるのは「百分の四・二」と、「五万八千五百円」とあるのは「八万九千九百円」とする。

替えて適用される附則第五条の四の二第一項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

4 市町村民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

略

5 略

6 前項の場合において、当該納税義務者が平成二十六年から平成三十一年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第五条の四の二第六項中「百分の三」とあるのは「百分の四・二」と、「五万八千五百円」とあるのは「八万九千九百円」とする。

第三条による改正（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号））

改 正 後	改 正 前
<p>第一条の二 地方税法の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十三条第一項第四号中、「第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）」を「及び第四十二条の十二の四」に改め、同項第四号の三中、「第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」を「及び第六十八条の十五の五」に改める。</p> <p>第五十五条の二第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項」に改める。</p> <p>第五十五条の三第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に改める。</p> <p>第五十五条の四第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第二十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改める。</p> <p>第五十五条の五第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に改める。</p> <p>第七十二条の三十九の二第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十</p>	

一項及び第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項」に改める。

第七十二条の三十九の三第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の四第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改める。

第七十二条の三十九の五第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五（第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。）」を「及び第四十二条の十二の四」に改め、同項第四号の三中「第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」を「及び第六十八条の十五の五」に改める。

第三百二十一条の十一の二第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項」に改める。

第三百二十一条の十一の三第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改める。

附則第八条第九項中「第四十二条の十二の四及び」を「第四十二条の十二の二及び第四十二条の十二の四」に、「及び」を「及び第四十

二条の十二の二」に改め、同条第十項中「第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」を「第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで及び第六十八条の十五の五」に、「及び第六十八条の十五の六」を「及び第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで」に改め、同条第十一項及び第十二項を削り、同条第十三項を同条第十一項とする。

附則第八条の二第一項中「第十六項を除く。」を「第四十二条の十の四」に改める。

附則第九条第十項中「(ガス事業法第二十二條第一項又は第二十二條の二第一項(これらの規定を同法第三十七條の八において準用する場合を含む。))の規定による届出をしたものに限る。」を削り、「同法第十二條第二項」を「ガス事業法第二條第四項」に、「同條第七項に規定する大口供給」を「ガスの供給」に、「当該大口供給」を「当該ガスの供給」に改める。

附則第十二條の三第一項中「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同條の」を加え、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第四百七條第一項第一号イの項中「第四百七條第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第四百七條第一項

第一号ロの項中「第四百四十七条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第四百四十七条第一項第二号イの項中「第四百四十七条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第四百四十七条第一項第二号ロの項中「第四百四十七条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第四百四十七条第一項第二号ハ(1)の項中「第四百四十七条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第四百四十七条第一項第二号ハ(2)の項中「第四百四十七条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第四百四十七条第一項第三号イ(2)の項中「第四百四十七条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四百四十七条第一項第三号ロの項中「第四百四十七条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第四百四十七条第一項第四号の項中「第四百四十七条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第四百四十七条第二項第一号の項中「第四百四十七条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第四百四十七条第二項第二号の項中「第四百四十七条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、附則第十二条の三第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用がある場合における第四百四十七条第三項から第五項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	前二項	前二項（附則第十二条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
		1

第四項	前三項	第一項及び第二項（これらの規定を附則第十二条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに前項
第五項	前各項	同項及び第二項（これらの規定を附則第十二条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに前二項

附則第十二条の三第三項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年分の自動車税に限り、当該自動車は平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第四号中「この条」を「この項及び次項」に、「以下この号」を「次項」に、「平成二十七年分以降」を「平成三十二年分以降」に、「（次項において「平成二十七年分以降」を「平成三十二年分以降」という。）に百分の百二十」を「に百分の百十」に改め、「かつ平成三十二年分以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。」を削り、同項の表第四百七条第一項第一号イの項中「

第四百四十七条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第四百四十七条第一項第一号ロの項中「第四百四十七条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第四百四十七条第一項第二号イの項中「第四百四十七条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第四百四十七条第一項第二号ロの項中「第四百四十七条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第四百四十七条第一項第二号ハ(1)の項中「第四百四十七条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第四百四十七条第一項第二号ハ(2)の項中「第四百四十七条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第四百四十七条第一項第三号イ(1)の項中「第四百四十七条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第四百四十七条第一項第三号イ(2)の項中「第四百四十七条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四百四十七条第一項第三号ロの項中「第四百四十七条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第四百四十七条第一項第四号の項中「第四百四十七条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第四百四十七条第二項第一号の項中「第四百四十七条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第四百四十七条第二項第二号の項中「第四百四十七条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同表第四項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年分の自動車税に限り、当該自動車は平成二十七年

年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表第四百四十七条第一項第一号イの項中「第四百四十七条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第四百四十七条第一項第一号ロの項中「第四百四十七条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第四百四十七条第一項第二号イの項中「第四百四十七条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第四百四十七条第一項第二号ロの項中「第四百四十七条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第四百四十七条第一項第二号ハ(1)の項中「第四百四十七条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第四百四十七条第一項第二号ハ(2)の項中「第四百四十七条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第四百四十七条第一項第三号イ(1)の項中「第四百四十七条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第四百四十七条第一項第三号イ(2)の項中「第四百四十七条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四百四十七条第一項第三号ロの項中「第四百四十七条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第四百四十七条第一項第四号の項中「第四百四十七条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第四百四十七条第二項第一号の項中「第四百四十七条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第四百四十七条第二項第二号の項中「第四百四十七条第二項第二号」を「第二項第二号」に改める。

附則第三十条第一項中「上欄に掲げる」の下に「同項の」を加え、同項の表第四百四十四条第一項第二号ロの項中「第四百四十四条第一項第

二号ロ」を「第二号ロ」に改め、同表第四百四十四条第一項第二号ハの項中「第四百四十四条第一項第二号ハ」を「第二号ハ」に改め、附則第三十条第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用がある場合における第四百四十四条第二項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	前項	前項（附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）
第三項	前二項	同項（附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項

附則第三十条第三項中「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「」において、「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同項の」を加え、同項の表第四百四十四条第一項第二号ロの項中「第四百四十四条第一項第二号ロ」を「第二号ロ」に改め、同表第四百四十四条第一項第二号ハの項中「第四百四十四条第一項第二号ハ」を「第二号ハ」に改め、附則第三十条第

四項中「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「において、平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同項の」を加え、同項の表第四百四十四条第一項第二号ロの項中「第四百四十四条第一項第二号ロ」を「第二号ロ」に改め、同表第四百四十四条第一項第二号ハの項中「第四百四十四条第一項第二号ハ」を「第二号ハ」に改め、附則第三十条第五項中「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「において、平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同項の」を加え、同項の表第四百四十四条第一項第二号ロの項中「第四百四十四条第一項第二号ロ」を「第二号ロ」に改め、同表第四百四十四条第一項第二号ハの項中「第四百四十四条第一項第二号ハ」を「第二号ハ」に改め、附則第三十条第六項を次のように改める。

6 前三項の規定の適用がある場合における第四百四十四条第二項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	前項
	<p>前項（附則第三十条第三項から第五項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）</p>

第三項	前二項	同項（附則第三十条第三項から第五項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項
	同項各号	前項各号

附則第五十四条第一項第一号を削り、同項第二号中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。

- 二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間
平成二十九年度分及び平成三十年年度分
 - 三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間
平成三十年年度分及び平成三十一年度分
- 附則第五十七条第一項第一号を削り、同項第二号中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。
- 二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間
平成二十九年度分及び平成三十年年度分
 - 三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間
平成三十年年度分及び平成三十一年度分

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。
(中略)

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。
(中略)

(中略)

第二十三条第一項第四号中「、第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五(第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。)」を「及び第四十二条の十二の四」に改め、同項第四号の三中「、第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」を「及び第六十八条の十五の五」に改める。

(中略)

第五十五条の二第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項」に改める。

第五十五条の三第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に改める。

第五十五条の四第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改める。

第五十五条の五第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の二第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項」に改める。

第七十二条の三十九の三第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に改める。

(中略)

第七十二条の三十九の四第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改める。

第七十二条の三十九の五第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に改める。

(中略)

第二百九十二条第一項第四号中「、第四十二条の十二の四及び第四十条の十二の五(第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。)」を「及び第四十二条の十二の四」に改め、同項第四号の三中「、第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五の六」を「及び第六十八条の十五の五」に改める。

(中略)

(中略)

第三百二十一条の十一の二第一項中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項及び第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項」に改める。

第三百二十一条の十一の三第一項中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の百七の二第十三項」に改める。

(中略)

(中略)

附則第八条第九項中「第四十二条の十二の四及び」を「第四十二条の十二の二及び第四十二条の十二の四」に、「及び」を「及び第四十条の十二の二」に改め、同条第十項中「第六十八条の十五の五及び第

(中略)

附則第十二条の二の九の次に次の一条を加える。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第十二条の二の十 営業用の自動車に対する第百五十七条第一項及び第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項（第四項において準用

百分の一

百分の〇・五

六十八条の十五の六」を「第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで及び第六十八条の十五の五」に、「及び第六十八条の十五の六」を「及び第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで」に改め、同条第十一項及び第十二項を削り、同条第十三項を同条第十一項とする。

附則第八条の二第一項中「第十六項を除く。」を「第四十二条の十の四」に改める。

(中略)

附則第九条第十項中「（ガス事業法第二十二条第一項又は第二十二條の二第一項（これらの規定を同法第三十七条の八において準用する場合を含む。）の規定による届出をしたものに限る。）」を削り、「同法第十二条第二項」を「ガス事業法第二条第四項」に、「同条第七項に規定する大口供給」を「ガスの供給」に、「当該大口供給」を「当該ガスの供給」に改める。

(中略)

附則第十二条の二の九の次に次の三条を加える。

(自動車税の環境性能割の非課税)

第十二条の二の十 道府県は、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつていゝものとして道府県の条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第四百四十六条第一項の規定にかかわらず

第三項	百分の三	百分の二
第二項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の二	百分の一
する場合を含む。）		

、自動車税の環境性能割を課することができない。

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第十二条の二の十一 営業用の自動車に対する第百五十七条第一項及び

第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）

並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の一	百分の〇・五
第二項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

第十二条の二の十二 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅

客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するもので

あつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（総務省令で定めるものに限る。）で最初の第百四十七条

第三項に規定する新規登録（以下この条及び次条において「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用に

ついては、当該路線バス等の取得が平成三十一年三月三十一日までに
行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」

〔から千円を控除して得た額〕とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針（次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。）に平成三十二年までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で総務省令で定めるものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十二条の二の第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額〕とする。

一 基本方針に平成三十二年までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものに適合するものであること。

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれ

れにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該乗用車の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）並びに衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。）を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成三十一年三月三十一日（第三号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに

限り、同条中「という。」「とあるのは、「という。」から五百二十
五万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トンを超え十二トン以下の乗用車（総務省令で定
めるものに限る。）又はバス（総務省令で定めるものに限る。）（
第六項第一号及び第二号において「バス等」という。）であつて、
道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降
に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る
保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定
めるもの（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装
置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十五年
一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害
軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の
技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項から第六項までにお
いて「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）のい
ずれにも適合するもの

二 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（総務省令
で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この項から
第六項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条
の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとし
て定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定に
より平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定め
られた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合
するもの

三 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

5) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、第一号に掲げるトラックにあつては当該トラックの取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第二号に掲げるトラックにあつては当該トラックの取得が平成二十九年四月一日から平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以

降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 | 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置のいずれかを備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）

（）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が平成三十一年三月三十一日（第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降

に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 前各項の規定は、第六十条第一項又は第六十一条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第十二条の三の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ」を「第四百九条第一項第一号に規定する電気自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ」を「同項第二号に規定する天然ガス自動車をいう」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガス

附則第十二条の三の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ」を「第四百九条第一項第一号に規定する電気自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ」を「同項第二号に規定する天然ガス自動車をいう」に、「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガス

の排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。第三項第三号において同じ」を「同項第三号に規定する電力併用自動車をいう」に、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第百七十七条の七第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第百四十七条第一項及び第二項」を「同項及び同条第二項」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七條第一項」を「第百四十七条第三項」に、「この条」を「この項」に、「新車新規登録車」を「初回新規登録」に改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「第百四十九条第一項第五号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第二項中「第百四十七条第三項」を「第百七十七条の七第三項」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものを「同条第一項第三号に規定する電力併用自動車」に、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第百七十七条の七第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に、「平成二十八年度分の自動車税」を「当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割」に、「第百四十七条第一項」を「同条第一項」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項各号を次のように改める。

- 一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車
で平成十六年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回
新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度
- 二 第百四十九条第一項第五号に規定する軽油自動車（第三項第五号
において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以
外の自動車
で平成十八年三月三十一日までに初回新規登録を受けた
もの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の
属する年度

附則第十二条の三第一項の表第百四十七条第一項第一号イの項中「第
百四十七条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第百四
十七条第一項第一号ロの項中「第百四十七条第一項第一号ロ」を「第一
項第一号ロ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号イの項中「第百四
十七条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第百四十七
条第一項第二号ロの項中「第百四十七条第一項第二号ロ」を「第一項第
二号ロ」に改め、同表第百四十七条第一項第二号ハ(1)の項中「第百四十
七条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第百四十

七条第一項第二号ハ(2)の項中「第四百四十七条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第四百四十七条第一項第三号イ(2)の項中「第四百四十七条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四百四十七条第一項第三号ロの項中「第四百四十七条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第四百四十七条第一項第四号の項中「第四百四十七条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第四百四十七条第二項第一号の項中「第四百四十七条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第四百四十七条第二項第二号の項中「第四百四十七条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、附則第十二条の三第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用がある場合における第七十七条の七第三項から第五項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	前二項	前二項（附則第十二条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四項	前三項	第一項及び第二項（これらの規定を附則第十二条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに前項

第五項

前各項

同項及び第二項（これらの規定を附則第十二条の第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに前二項

附則第十二条の三第三項中「第四百七十七条第一項」を「第四百七十七条の七第一項」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回新規登録」に、「にあつては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税」を「には、平成二十九年度分の自動車税の種別割」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第二号から第五号までを次のように改める。

二 天然ガス自動車のうち、第四百四十九条第一項第二号に規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三 第四百四十九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車
四 第四百四十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車（次項において「ガソリン自動車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が同号イ(1)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項にお

て「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率
が同号イ(3)に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百
分の百十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

五 軽油自動車のうち、第四百四十九条第一項第五号イに規定する平成
二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

附則第十二条の三第三項の表第四百四十七条第一項第一号イの項中「第
百四十七条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第四百
四十七条第一項第一号ロの項中「第四百四十七条第一項第一号ロ」を「第
一
項第一号ロ」に改め、同表第四百四十七条第一項第二号イの項中「第四百
四十七条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第四百四
十七条第一項第二号ロの項中「第四百四十七条第一項第二号ロ」を「第
一
項第二号ロ」に改め、同表第四百四十七条第一項第二号ハ(1)の項中「第
百四十七
条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第四百
四十七条第一項第二号ハ(2)の項中「第四百四十七条第一項第二号ハ(2)」を「第
一
項第二号ハ(2)」に改め、同表第四百四十七条第一項第三号イ(1)の項中「
第
百四十七条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表
第
百四十七条第一項第三号イ(2)の項中「第四百四十七条第一項第三号イ(2)
」を「第
一
項第三号イ(2)」に改め、同表第四百四十七条第一項第三号ロの
項中「第
百四十七条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同
表
第
百四十七条第一項第四号の項中「第四百四十七条第一項第四号」を「
第
一
項第四号」に改め、同表第四百四十七条第二項第一号の項中「第
百
四十七
条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第四百四十七条第

二項第二号の項中「第四百四十七条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、附則第十二条の三第四項の表以外の部分を次のように改める。

4 | ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第四百四十九条第一項第四号ロ(3)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第七十七条の七第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、平成二十九年年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十二条の三第四項の表第四百四十七条第一項一号イの項中「第四百四十七条第一項一号イ」を「第一項一号イ」に改め、同表第四百四十七条第一項一号ロの項中「第四百四十七条第一項一号ロ」を「第一項一号ロ」に改め、同表第四百四十七条第一項二号イの項中「第四百四十七条第一項二号イ」を「第一項二号イ」に改め、同表第四百四十七条第一項二号ロの項中「第四百四十七条第一項二号ロ」を「第一項二号ロ」に改め、同表第四百四十七条第一項二号ハ(1)の項中「第四百四十七条第一項二号ハ(1)」を「第一項二号ハ(1)」に改め、同表第四百四十七条第一項二号ハ(2)の項中「第四百四十七条第一項二号ハ(2)」を「第一項二号ハ(2)」に改め、同表第四百四十七条第一項三号イ(1)の項中「

(中略)

附則第三十条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。第三項第一号において同じ」を「第四百四十六条第一項第一号に規定する電気軽自動車をいう」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。同項第二号において同じ」を「同項第二号に規定する天然ガス軽自動車をいう」に、「初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による」を「最初の第四百四十四条第三項に規定する」に改め、「(以下この条において「初回車両番号指定」という。)」を削り、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第四百四十四条第一項」を「第四百六十三条の十五第一項」に改め、同項の表を次のように改める。

第四百四十七条第一項第三号イ(1)を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第四百四十七条第一項第三号イ(2)の項中「第四百四十七条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第四百四十七条第一項第三号ロの項中「第四百四十七条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第四百四十七条第一項第四号の項中「第四百四十七条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第四百四十七条第二項第一号の項中「第四百四十七条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第四百四十七条第二項第二号の項中「第四百四十七条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、附則第十二条の三第五項中「第四百四十七条第三項」を「第七条の七第三項」に改める。

(中略)

附則第三十条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないものをいう。第三項第一号において同じ」を「第四百四十六条第一項第一号に規定する電気軽自動車」に、「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの」を「同条第一項第二号に規定する天然ガス軽自動車」に、「同項第二号」を「第三項第二号」に、「初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による」を「最初の第四百四十四条第三項に規定する」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第四百四十四条第一項」を「第四百六十三条の十五第一項」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同項の」を加え、同項の表を次のように改める。

略

附則第三十条第二項中「第四百四十四条第二項」を「第四百六十三條の十五第二項」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

略

附則第三十条第二項から第六項までを次のように改める。

- 2) 前項の規定の適用がある場合における第四百六十三條の十五第二項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	前項	前項（附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）
第三項	前二項 同項各号	前項各号
		同項（附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び前項

- 3) 次に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第四百六十三條の十五第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成二十九年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 電気軽自動車

二 天然ガス軽自動車のうち、第四百四十六条第一項第二号に規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

第二号ロ	三千九百円	千円
第二号ハ(1)(i)	六千九百円	千八百円
第二号ハ(1)(ii)	一万八百円	二千七百円
第二号ハ(2)(i)	三千八百円	千円
第二号ハ(2)(ii)	五千円	千三百円

4 次に掲げる第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成二十九年年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第四百四十六条第一項第三号イ(1)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次号及び次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率と同条第一項第三号イ(3)に規定する平成三十二年

基準エネルギー消費効率（次項第一号において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

二 貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第四百四十六条第一項第三号ロ(3)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率（次項第二号において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十五を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

第二号ロ	三千九百円	二千円
第二号ハ(1)(i)	六千九百円	三千五百円
第二号ハ(1)(ii)	一万八百円	五千四百円
第二号ハ(2)(i)	三千八百円	千九百円
第二号ハ(2)(ii)	五千円	二千五百円

5 次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成二十九年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリ

ン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率率以上のもので総務省令で定めるもの

二 貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率率に百分の百十五を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

第二号ロ	三千九百円	三千円
第二号ハ(1)(i)	六千九百円	五千二百円
第二号ハ(1)(ii)	一万八百円	八千円
第二号ハ(2)(i)	三千八百円	二千九百円
第二号ハ(2)(ii)	五千円	三千八百円

6 前三項の規定の適用がある場合における第四百六十三条の十五第二項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	前項	前項
	同項各号	前項各号
		前項（附則第三十条第三項から第五項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）

(中略)

第三項	前二項	同項（附則第三十条第三項から第五項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び
		前項

(中略)
附則第五十三条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等に対する自動車税の環境性能割の非課税等）

第五十三条の二 道府県は、東日本大震災により滅失し、又は損壊した自動車若しくは第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のもの（以下この項及び次条第一項において「被災自動車等」という。）の所有者（第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下この項において「代替自動車」という。）の取得をした場合には、当該代替自動車の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第四百四十六条第一項の規定にかかわらず、当該代替自動車に対しては、自動車税の環境性能割を課することができない。

2 道府県は、次の各号に掲げる自動車又は第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のもの（以下この項及び次項において「自動車等」という。）で政令で定めるもの（以下この条及び次条において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。）の当該各号に規

定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下この項において「代替自動車」という。）の取得をした場合には、当該代替自動車の取得が同日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百四十六条第一項の規定にかかわらず、当該代替自動車に対しては、自動車税の環境性能割を課することができない。

一 避難指示区域であつて平成二十四年一月一日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車等を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下この条及び次条において「自動車等持出困難区域」という。）内に当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続してあつた自動車等で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自

自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等で、次に掲げる自動車等の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 自動車等であつて、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第一項に規定する自動車に該当するもの 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者（次号において「引取業者」という。）に引き渡したもの

ロ イに掲げる自動車等以外の自動車等 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等で、次に掲げる自動車等の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 自動車等であつて、使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当するもの 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したものの

ロ イに掲げる自動車等以外の自動車等 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したものの

3 道府県は、自動車等持出困難区域内の自動車等（以下この項及び次

条第七項において「対象区域内自動車等」という。）の当該自動車等
持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百
十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これら
の規定に規定する買主）その他の政令で定める者が対象区域内自動車
等以外の自動車（以下この項及び次条第三項において「他の自動車」
という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした
後に、対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当す
ることとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止
等自動車等に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の自動
車の取得が同日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたと
きに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係
る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

4 | 道府県は、自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を徴収し
た場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適
用があることとなつたときは、同項の政令で定める者の申請に基づい
て、当該地方団体の徴収金を還付するものとする。

5 | 道府県知事は、前項の規定により自動車税の環境性能割に係る地方
団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る
地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充當しな
ければならない。

6 | 前二項の規定により自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金
を還付し、又は充當する場合には、第四項の規定による還付の申請があ
つた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に

附則第五十四条を次のように改める。

第五十四条 削除

掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

7 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第五十四条の見出しを「（東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等に対する自動車税の種別割の非課税等）」に改め、同条第一項中「附則第五十二条第一項」を「前条第一項」に、「被災自動車」を「被災自動車等」に改め、「（第四百四十五条第一項に規定する自動車をいう。）」を削り、「第四百四十五条の」を「第四百四十六条第一項の」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間

平成二十九年度分及び平成三十年度分

三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間

平成三十年度分及び平成三十一年度分

附則第五十四条第二項中「附則第五十二条第二項」を「前条第二項」に、「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、「（第四百四十五条第一項に規定する自動車をいう。）」を削り、「第四百四十五条の」を「第四百四十六条第一項の」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第三項中「附則第五十二条第三項」を「前条第三項」に改め、「同条第三項に規定する」及び「（第四百四十五条第一項に規定する自動車に限る。）」を削り、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第四項から第六項までの規定中「自動車

税」の下に「の種別割」を加え、同条第七項中「対象区域内自動車」を「対象区域内自動車等」に、「(第四百四十五条第一項に規定する自動車に限る。）」を「(自動車であるものに限る。以下この項において同じ。）」に、「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「同条」を「第四百四十六条第一項」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改める。
附則第五十六条の二の次に次の一条を加える。

(東日本大震災による被災自動車等の代替軽自動車等に対する軽自動車税の環境性能割の非課税等)

第五十六条の三 道府県は、東日本大震災により滅失し、又は損壊した第四百四十五条第三号に規定する自動車若しくは軽自動車のうち三輪以上のもの(以下この項及び次条第一項において「被災自動車等」という。)の所有者(第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主)その他の政令で定める者が、被災自動車等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽自動車(以下この項において「代替軽自動車」という。)の取得をした場合には、当該代替軽自動車の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、当該代替軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課することができない。

2 道府県は、次の各号に掲げる第四百四十五条第三号に規定する自動車又は軽自動車のうち三輪以上のもの(以下この項及び次項において「自動車等」という。)で政令で定めるもの(以下この条及び次条にお

いて「対象区域内用途廃止等自動車等」という。）の当該各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽自動車（以下この項において「代替軽自動車」という。）の取得をした場合には、当該代替軽自動車の取得が同日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、当該代替軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課することができない。

一 附則第五十三条の二第二項第一号に規定する自動車等持出困難区域（以下この条及び次条において「自動車等持出困難区域」という。）内に当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続してあつた自動車等で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等で、次に掲げる自動車等の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 自動車等であつて、使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当するもの 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者（次号におい

て「引取業者」という。）に引き渡したものと

ロ イに掲げる自動車等以外の自動車等 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したものと

三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等で、次に掲げる自動車等の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 自動車等であつて、使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当するもの 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したものと

ロ イに掲げる自動車等以外の自動車等 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したものと

3| 道府県は、自動車等持出困難区域内の自動車等（以下この項及び次条において「対象区域内自動車等」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の政令で定める者が対象区域内自動車等以外の三輪以上の軽自動車（以下この項及び次条第五項において「他の三輪以上の軽自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の三輪以上の軽自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した

他の三輪以上の軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の三輪以上の軽自動車の取得が同日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

4 | 道府県は、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該軽自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該地方団体の徴収金を還付するものとする。

5 | 道府県知事は、前項の規定により軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなくてはならない。

6 | 前二項の規定により軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合には、第四項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

7 | 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第五十七条の見出しを「(東日本大震災による被災自動車等の代替軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の非課税等)」に改め、同条第一項中「附則第五十二条第一項」を「前条第一項」に、「被災自動車」を「被災自動車等」に、「軽自動車(二輪のものを除く。以下この項

附則第五十七条を削る。

、第四項及び第五項において同じ。）を「三輪以上の軽自動車」に、「軽自動車」を「三輪以上の軽自動車」に、「第四百四十二条の二」を「第四百四十三条第一項」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「平成二十八年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同号を同項第一号とし、同項に次の二号を加える。

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間

平成二十九年度分及び平成三十年度分

三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間

平成三十年度分及び平成三十一年度分

附則第五十七条第二項及び第三項中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「第四百四十二条の二」を「第四百四十三条第一項の」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第四項中「附則第五十二条第二項」を「前条第二項」に、「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「軽自動車を」を「三輪以上の軽自動車を」に、「軽自動車に」を「三輪以上の軽自動車に」に、「第四百四十二条の二」を「第四百四十三条第一項」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第五項中「附則第五十二条第三項」を「前条第三項」に改め、「対象区域内自動車以外の軽自動車（以下この項において「」を削り、「他の軽自動車」を「他の三輪以上の軽自動車」に改め、「」という。）」を削り、「対象区域内自動車」を「対象区域内自動車等」に、「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、「軽自動

車税」の下に「の種別割」を加え、同条第六項中「規定する自動車持出困難区域」を「規定する自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「第四百四十二条の二」を「第四百四十三条第一項の」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項各号中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同条第七項中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第八項中「規定する自動車持出困難区域」を「規定する自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「第四百四十二条の二」を「第四百四十三条第一項の」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項各号中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同条第九項中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第十項から第十二項までの規定中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第十三項中「対象区域内自動車（軽自動車）」を「対象区域内自動車等（三輪以上の軽自動車）」に、「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「第四百四十二条の二」を「第四百四十三条第一項」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改める。

附則第五十六条の二第二項中「附則第五十六条の二第一項」を「附則第五十七条第一項」に改め、同条を附則第五十七条とする。

(地方財政法の一部改正)

第七条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第三十三条の五の六の見出しを「(廃止前暫定措置法に係る地方債の特例)」に改め、同条中「当分の間、各年度において地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の施行」を「平成三十一年度 〃に限り、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下この条 〃において「平成二十八年地方税法等改正法」という。)第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号。以下この条において「廃止前暫定措置法」という。)第三章及び第四章並びに平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法

第三章(第二十二條の表国税収納金整理資金に関する

(地方財政法の一部改正)

第七条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

(中略)

第三十三条の五の三中「及び地方税法」を「地方税法」に改め、「交付金」の下に「及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金(第三十三条の五の九において「法人事業税交付金」という。)」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第三十三条の五の六の見出しを「(廃止前暫定措置法に係る地方債の特例)」に改め、同条中「当分の間、各年度において地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)の施行」を「平成三十九年度及び平成三十年度に限り、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下この条及び第三十三条の五の九において「平成二十八年地方税法等改正法」という。)

附則第三十一条第二項の

規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法(平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)をいう。以下この条において同じ。)第三章(第二十二條の表国税収納金整理資金に関する

る法律（昭和二十九年法律第三十六号）の項を除く。）及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第四章の規定」に、「においては、当該」を「には、当該」に改める。

第三十三条の五の八の次に次の一条を加える。

（地方税法の改正に伴う地方債の特例）

第三十三条の五の九 地方公共団体は、平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に限り、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）の施行により、都道府県にあつては道府県民税の法人税割の減収額

が地方消費税の増収額を超える場合には、市町村にあつては市町村民税の法人税割の減収額が

地方消費税交付金の増収額 を超える場合には、これらの減収により財政の安定が損なわれることのないよう、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

第七条の二 地方財政法の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の三中「及び地方税法」を「、地方税法」に改め、「

る法律（昭和二十九年法律第三十六号）の項を除く。）及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法第四章の規定」に、「においては、当該」を「には、当該各年度の」に改める。

第三十三条の五の八の次に次の一条を加える。

（地方税法の改正に伴う地方債の特例）

第三十三条の五の九 地方公共団体は、当分の間、各年度において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）及び平成二十八年地方税法等改正法 の施行により、

都道府県にあつては道府県民税の法人税割の減収額及び法人事業税交付金の交付額の合算額が地方消費税の増収額を超える場合には、市町村にあつては市町村民税の法人税割の減収額が法人事業税交付金の収入額及び地方消費税交付金の増収額の合算額を超える場合には、これらの減収により財政の安定が損なわれることのないよう、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

交付金」の下に「及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（第三十三条の五の九において「法人事業税交付金」という。）を加え、「によつて」を「により」に改める。

第三十三条の五の六中「平成三十一年度」を「平成三十二年度」に改め、「第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下この条において「廃止前暫定措置法」という。）第三章及び第四章並びに平成二十八年地方税法等改正法」を削り、「廃止前暫定措置法第三章」を「廃止前暫定措置法（平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）をいう。以下この条において同じ。）第三章」に改める。

第三十三条の五の九中「平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に限り」を「当分の間、各年度において」に改め、「道府県民税の法人税割の減収額」の下に「及び法人事業税交付金の交付額の合算額」を加え、「地方消費税交付金の増収額」を「法人事業税交付金の収入額及び地方消費税交付金の増収額の合算額」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第十条の三第二項の改正規定、同法第一章第三節中同条を同法第十条の四とし、同法第十条の二の次に一条を加える改正規定並びに同法第十一条の五、第十一条の七、第十一条の八、第十四条の九第一項及び第二項、第二十三条第一項第六号、第五十六条、第六十四条、第七十一条の十四、第七十一条の十五、第七十一条の三十五、第七十一条の三十六、第七十一条の五十五、第七十一条の五十六、第七十二条の四十四、第七十二条の四十五、第七十二条の四十六、第七十二条の四十七、第七十四条の二十三、第七十四条の二十四、第九十条、第九十一条、第三百二十二条、第三百三十三条、第四百四十四条の四十七、第四百四十四条の四十八、第二百七十八号、第二百七十九号、第二百九十二条第一項第六号、第三百二十一条の二、第三百二十一条の十二、第三百二十六条、第三百二十八条の十一、第三百二十八条の十二、第四百八十三条、第四百八十四条、第五百三十六号、第五百三十七条、第六百九条、第六百十号、第六百八十八号、第六百八十九号、第七百一条の十二、第七百一条の十三、第七百一条の六十一、第七百一条の六十二、第七百二十一条、第七百二十二条、第七百三十三号の十八及び第七百三十三号の十九の改正規定並びに同法附則第四条第一項第一号及び第四条の二第一項第一号の改正規定（「、第三十五条第一項」の下に「（同条第三項の規定により適用する場合を除く。）」を加える部分に限る。）並びに同法附則第三十五条の二の六第二項及び第十二項、第三十五条の三の三第三項及び第八項並びに第三十五条の三の四第三項の改正規定並びに第六条中地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則

二 第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第十条の三第二項の改正規定、同法第一章第三節中同条を同法第十条の四とし、同法第十条の二の次に一条を加える改正規定並びに同法第十一条の五、第十一条の七、第十一条の八、第十四条の九第一項及び第二項、第二十三条第一項第六号、第五十六条、第六十四条、第七十一条の十四、第七十一条の十五、第七十一条の三十五、第七十一条の三十六、第七十一条の五十五、第七十一条の五十六、第七十二条の四十四、第七十二条の四十五、第七十二条の四十六、第七十二条の四十七、第七十四条の二十三、第七十四条の二十四、第九十条、第九十一条、第三百二十二条、第三百三十三条、第四百四十四条の四十七、第四百四十四条の四十八、第二百七十八号、第二百七十九号、第二百九十二条第一項第六号、第三百二十一条の二、第三百二十一条の十二、第三百二十六条、第三百二十八条の十一、第三百二十八条の十二、第四百八十三条、第四百八十四条、第五百三十六号、第五百三十七条、第六百九条、第六百十号、第六百八十八号、第六百八十九号、第七百一条の十二、第七百一条の十三、第七百一条の六十一、第七百一条の六十二、第七百二十一条、第七百二十二条、第七百三十三号の十八及び第七百三十三号の十九の改正規定並びに同法附則第四条第一項第一号及び第四条の二第一項第一号の改正規定（「、第三十五条第一項」の下に「（同条第三項の規定により適用する場合を除く。）」を加える部分に限る。）並びに同法附則第三十五条の二の六第二項及び第十二項、第三十五条の三の三第三項及び第八項並びに第三十五条の三の四第三項の改正規定並びに第六条中地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則

第十二条第七項及び第二十条第七項の改正規定並びに次条並びに附則第三条第四項から第七項まで及び第十一項、第五条第九項及び第十項、第八条、第九条、第十条第二項、第十二条、第十五条、第十六条第四項から第六項まで及び第十項、第二十一条から第二十六条まで、第二十八条、第二十九条並びに第四十一条（第五号の四に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成二十九年一月一日

三 第一条の二（第十五号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第五条第六項、第十三条の二及び第十九条の二の規定 平成二十九年四月一日

四 略

五 附則第五条第七項の規定 平成三十年四月一日

五の二 第二条中地方税法第七十二条の五十七の二第一項、第七十二条の五十七の三第一項、第三百二十一条の七の十二第一項及び第三百二十一條の七の十三第一項の改正規定 平成三十一年一月一日

五の三 第七条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三十七条及び第三十七条の三第一項の規定 平成三十一年四月一日

五の四 第二条（第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。）、

第十二条第七項及び第二十条第七項の改正規定並びに次条並びに附則第三条第四項から第七項まで及び第十一項、第五条第十二項及び第十三項、第八条、第九条、第十条第二項、第十二条、第十五条、第十六条第四項から第六項まで及び第十項、第二十一条から第二十六条まで、第二十八条、第二十九条並びに第四十一条（次号）に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成二十九年一月一日

三 第二条（次号、第十号及び第十五号に掲げる改正規定を除く。）、第七条及び第九条並びに附則第四条第二項、第五条第六項から第九項まで、第六条（第六項を除く。）、第十一条、第十四条、第十七条第二項、第二十条（第二項を除く。）、第三十一条第一項から第三項まで、第三十二条第一項から第五項まで、第三十五条から第四十条まで、第四十一条（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十一条の二の改正規定に限る。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 平成二十九年四月一日

四 略

五 附則第五条第十項の規定 平成三十年四月一日

第七条中地方財政法第三十三条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条（第六項を除く。）、第十一条、第十四条、第十七条第二項及び第三項、第二十条（第二項を除く。）、第三十一条第一項から第三項まで、第三十二条第一項、第三十五条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七条の三第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十条の二の改正規定に限る。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 平成三十一年十月一日

五の五 第七条の二並びに附則第三十二条第二項から第五項まで、第三十五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条の改正規定に限る。）、第三十六条、第三十七条の二及び第三十八条の規定 平成三十二年四月一日

六 附則第三十一条第四項の規定 平成三十三年一月一日

七 附則第三十一条第五項から第九項まで及び第三十二条第六項の規定 平成三十三年二月一日

八 附則第三十二条第七項及び第八項、第四十九条並びに第五十一条の規定 平成三十三年三月一日

九 附則第三十一条第十項から第十三項までの規定 平成三十三年四月一日

十 削除

六 附則第三十一条第四項の規定 平成三十年七月一日

七 附則第三十一条第五項から第九項まで及び第三十二条第六項の規定 平成三十年八月一日

八 附則第三十二条第七項及び第八項、第四十九条並びに第五十一条の規定 平成三十年九月一日

九 附則第三十一条第十項から第十三項までの規定 平成三十年十月一日

十 第二条中地方税法第七十二条の五十七の二第一項、第七十二条の五十七の三第一項、第三百二十一条の七の十二第一項及び第三百二十一

十一 第一条中地方税法附則第八条第二項の改正規定、同法附則第八条の二の次に一条を加える改正規定及び同法附則第九条の二の二を同法附則第九条の二の三とし、同法附則第九条の二の次に一条を加える改正規定並びに第八条中地方人特別税等に関する暫定措置法の目次及び第二章の章名の改正規定、同法第二条の改正規定（「附則第九条の二」を「第一項（附則第九条の二）」に、「暫定措置法第二条の規定により読み替えられた附則第九条の二」を「第一項（地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下「暫定措置法」という。）第二条第一項の規定により読み替えられた附則第九条の二」と、「第三項（附則第九条の二）」とあるのは「第三項（暫定措置法第二条第一項の規定により読み替えられた附則第九条の二」と、「前項（附則第九条の二）」とあるのは「前項（暫定措置法第二条第一項の規定により読み替えられた附則第九条の二」と、「附則第九条の二」とあるのは「暫定措置法第二条第一項の規定により読み替えられた附則第九条の二」に改める部分に限る。）、同条に一項を加える改正規定並びに同法第三条第五号及び第三十三条第二項第一号の改正規定並びに附則第三条第九項及び第十四項、第五条第十二項及び第十三項、第十六条第八項、第十三項及び第十四項並びに第三十条第二項の規定 地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十号）の施行の日

十二及び十三 略

十四 第一条中地方税法第七十二条の五第一項第七号の改正規定及び同

条の七の十三第一項の改正規定 平成三十一年一月一日

十一 第一条中地方税法附則第八条第二項の改正規定、同法附則第八条の二の次に一条を加える改正規定及び同法附則第九条の二の二を同法附則第九条の二の三とし、同法附則第九条の二の次に一条を加える改正規定並びに第八条中地方人特別税等に関する暫定措置法の目次及び第二章の章名の改正規定、同法第二条の改正規定（「附則第九条の二」を「第一項（附則第九条の二）」に、「暫定措置法第二条の規定により読み替えられた附則第九条の二」を「第一項（地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下「暫定措置法」という。）第二条第一項の規定により読み替えられた附則第九条の二」と、「第三項（附則第九条の二）」とあるのは「第三項（暫定措置法第二条第一項の規定により読み替えられた附則第九条の二」と、「前項（附則第九条の二）」とあるのは「前項（暫定措置法第二条第一項の規定により読み替えられた附則第九条の二」と、「附則第九条の二」とあるのは「暫定措置法第二条第一項の規定により読み替えられた附則第九条の二」に改める部分に限る。）、同条に一項を加える改正規定並びに同法第三条第五号及び第三十三条第二項第一号の改正規定並びに附則第三条第九項及び第十四項、第五条第十五項及び第十六項、第十六条第八項、第十三項及び第十四項並びに第三十条第二項の規定 地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十号）の施行の日

十二及び十三 略

十四 第一条中地方税法第七十二条の五第一項第七号の改正規定及び同

法附則第九条第十九項の改正規定並びに附則第五条第十四項の規定
原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及
び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十
号）の施行の日

十五 第一条の二 中地方税法附則第九条第十項の改正規定及び附則第六
条第六項の規定 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十
七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

第四条 略

2 附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「
三十一年新法」という。）第五十一条第一項並びに附則第八条の二の二
第一項及び第三項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始す
る事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度
分の法人の道府県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の
法人の道府県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県
民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第五条 略

2 新法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人（三以上の道府県に
おいて事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において
同じ。）で、施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する
事業年度の新法第七十二条の十二第一号イに規定する付加価値額（当該

法附則第九条第十九項の改正規定並びに附則第五条第十七項の規定
原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及
び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十
号）の施行の日

十五 第二条 中地方税法附則第九条第十項の改正規定及び附則第六
条第六項の規定 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十
七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

第四条 略

2 附則第一条第三号 に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「
二十九年新法」という。）第五十一条第一項並びに附則第八条の二の二
第一項及び第三項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始す
る事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度
分の法人の道府県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の
法人の道府県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県
民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第五条 略

2 新法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人（三以上の道府県に
おいて事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において
同じ。）で、施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する
事業年度の新法第七十二条の十二第一号イに規定する付加価値額（当該

事業年度が一年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に十二乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、曆に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする

。）で除して計算した金額。次項から第五項までにおいて「平成二十八年度分調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、当該事業年度に係る第八条の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法（第四項及び附則第三十条において「新暫定措置法」という。）第二条第一項の規定により読み替えられた新法第七十二条の二十四の七第一項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十八年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の四分の三に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新法第七十二条の二十五の規定により申告納付すべき事業税額、新法第七十二条の二十八の規定により申告納付すべき事業税額又は新法第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（次項から第五項までにおいて「平成二十八年度分法人事業税額」という。）から控除するものとする。

一及び二 略

三 当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号ハに規定する所得を新法第七十二条の二十四の七第一項第一号ハの表の上欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（二の道府県において事務所又は事業所を

事業年度が一年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に十二乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、曆に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。以下この条において同じ。）で除して計算した金額。次項から第五項までにおいて「

平成二十八年度分調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、当該事業年度に係る第八条の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法（第四項及び附則第三十条において「新暫定措置法」という。）第二条第一項の規定により読み替えられた新法第七十二条の二十四の七第一項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十八年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の四分の三に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新法第七十二条の二十五の規定により申告納付すべき事業税額、新法第七十二条の二十八の規定により申告納付すべき事業税額又は新法第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（次項から第五項までにおいて「平成二十八年度分法人事業税額」という。）から控除するものとする。

一及び二 略

三 当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号ハに規定する所得を新法第七十二条の二十四の七第一項第一号ハの表の上欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（二の道府県において事務所又は事業所を

設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により区分し、関係道府県に分割した後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における当該区分に応ずる第八条の規定による改正前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（第四項第三号）

において「旧暫定措置法」という。）第二

条の規定により読み替えられた旧法第七十二条の二十四の七第一項第一号ハの表の下欄に掲げる標準税率によって定めた率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

3 略

4 新法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、平成二十八年度分調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る新暫定措置法第二条第一項の規定により読み替えられた新法第七十二条の二十四の七第三項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十八年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の四分の三に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は

設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により区分し、関係道府県に分割した後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十

八年三月三十一日現在における当該区分に応ずる第八条の規定による改正前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（第四項第三号、第六項第三号及び第八項第三号）において「旧暫定措置法」という。）第二

条の規定により読み替えられた旧法第七十二条の二十四の七第一項第一号ハの表の下欄に掲げる標準税率によって定めた率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

3 略

4 新法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、平成二十八年度分調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る新暫定措置法第二条第一項の規定により読み替えられた新法第七十二条の二十四の七第三項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十八年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の四分の三に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は

、平成二十八年度分法人事業税額から控除するものとする。
一及び二 略

三 当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号ハに規定する所得を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧暫定措置法第二条の規定により読み替えられた旧法第七十二条の二十四の七第三項第一号ハに規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額（
（ 当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

5 略

6 第二項から前項までの規定は、新法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人に対する平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	
施行日から平成二十九年三月三十一日まで	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
平成二十八年度分調整後付加価値額	平成二十九年分調整後付加価値額
平成二十八年度分基準法	平成二十九年分基準法

、平成二十八年度分法人事業税額から控除するものとする。
一及び二 略

三 当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号ハに規定する所得を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧暫定措置法第二条の規定により読み替えられた旧法第七十二条の二十四の七第三項第一号ハに規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額を合計した金額（
（ 当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

5 略

6 新法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度の新法第七十二条の十二第一号イに規定する付加価値額（当該事業年度が一年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数で除して計算した金額。次項から第九項までにおいて「平成二十九年分調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、当該事業年度に係る新法第七十二条の二十四の七第一項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十九年分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の二分の一に相当する金

前項	業税額	平成二十八年度分調整後	平成二十九年度分調整後
		業税額	業税額
第四項	業税額	平成二十八年度分調整後 付加価値額 施行日から平成二十九年 三月三十一日まで	平成二十九年度分調整後 付加価値額 平成二十九年四月一日か ら平成三十年三月三十一 日まで
		平成二十八年度分基準法 人事業税額 四分の三	平成二十九年度分基準法 人事業税額 二分の一
第三項	業税額	平成二十八年度分調整後 付加価値額	平成二十九年度分調整後 付加価値額
		平成二十八年度分基準法 人事業税額 額の三倍に相当する額 四十億円で	平成二十九年度分基準法 人事業税額 額 二十億円で
	業税額	平成二十八年度分法人事 業税額	平成二十九年度分法人事 業税額
		平成二十八年度分法人事 業税額	平成二十九年度分法人事 業税額

額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新法第七十二条の二十五の規定により申告納付すべき事業税額、新法第七十二条の二十八の規定により申告納付すべき事業税額又は新法第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（次項から第九項までにおいて「平成二十九年度分法人事業税額」という。）から控除するものとする。

一 当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号イに規定する付加価値額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の付加価値額とし、当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧法第七十二条の二十四の七第一項第一号イに規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号ロに規定する資本金等の額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の資本金等の額とし、当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が千円未満である場合には、当該

	付加価値額	付加価値額	
	平成二十八年度分基準法 人事業税額	平成二十九年度分基準法 人事業税額	
	額の三倍に相当する額	額	
	四十億円で	二十億円で	
業税額	平成二十八年度分法人事 業税額	平成二十九年度分法人事 業税額	

端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。)に、平成二十八年三月三十一日現在における旧法第七十二条の二十四の七第一項第一号ロに規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)

三 当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号ハに規定する所得を新法第七十二条の二十四の七第一項第一号ハの表の上欄に掲げる金額の区分によって区分した金額(二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により区分し、関係道府県に分割した後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。以下この号において「平成二十九年度分課税標準所得」という。)に平成二十八年三月三十一日現在における当該区分に应ずる旧暫定措置法第二条の規定により読み替えられた旧法第七十二条の二十四の七第一項第一号ハの表の下欄に掲げる標準税率によって定めた率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)と、平成二十九年度分課税標準所得に当該区分に应ずる旧暫定措置法第二条の規定により読み替えられた同号ハの表の下欄に掲げる標準税率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)又は当該全額を切り捨てた金額)に旧暫定措置法第九条第一号

7 | 第二項から第五項までの規定は、新法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人に対する平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項		第三項	
施行日から平成二十九年三月三十一日まで	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成三十年度分調整後付加価値額
平成二十八年度分調整後付加価値額	平成三十年度分調整後付加価値額	平成二十八年度分基準法人事業税額	平成三十年度分基準法人事業税額
四分の三	四分の一	業税額	税額
額	額	額	額

7 | 新法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で、平成二十九年分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十九年分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十九年分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）との合計額

に規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）との合計額

（金額）は、平成二十九年分基準法人事業税額から控除するものとする。

第四項			第五項		
業税額	平成二十八年度分法人事業	業税額	平成二十八年度分調整後	業税額	平成二十八年度分調整後
平成二十八年度分調整後付加価値額		平成二十八年度分基準法人事業税額	額の三倍に相当する額	額の三倍に相当する額	
施行日から平成二十九年三月三十一日まで		平成二十八年度分基準法人事業税額	平成二十八年度分基準法人事業税額	額	額
平成三十一年三月三十一日まで		平成三十一年三月三十一日まで	平成三十一年三月三十一日まで	額	額
平成三十一年三月三十一日まで		平成三十一年三月三十一日まで	平成三十一年三月三十一日まで	額	額
平成三十一年三月三十一日まで		平成三十一年三月三十一日まで	平成三十一年三月三十一日まで	額	額
平成三十一年三月三十一日まで		平成三十一年三月三十一日まで	平成三十一年三月三十一日まで	額	額
平成三十一年三月三十一日まで		平成三十一年三月三十一日まで	平成三十一年三月三十一日まで	額	額
平成三十一年三月三十一日まで		平成三十一年三月三十一日まで	平成三十一年三月三十一日まで	額	額
平成三十一年三月三十一日まで		平成三十一年三月三十一日まで	平成三十一年三月三十一日まで	額	額

8 | 新法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、平成二十九年度分調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

での間に開始する事業年度に係る新法第七十二条の二十四の七第三項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十九年分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十九年分法人事業税額から控除するものとする。

一 当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号イに規定する付加価値額を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の付加価値額（当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧法第七十二条の二十四の七第三項第一号イに規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号ロに規定する資本金等の額を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後（資本金等の額（当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧法第七十二条の二十四の七第三項第一号ロに規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数が

ある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)

三 当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号ハに規定する所得を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の金額(当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額。以下この号において「平成二十九年分課税標準所得」という。)に平成二十八年三月三十一日現在における旧暫定措置法第二条の規定により読み替えられた旧法第七十二条の二十四の七第三項第一号ハに規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)と、平成二十九年分課税標準所得に旧暫定措置法第二条の規定により読み替えられた同号ハに規定する標準税率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)に旧暫定措置法第九条第一号に規定する税率を乗じて得た金額(当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)との合計額

9 | 新法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で、平成二十九年分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十九年分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十九年分調

10
 第六項から前項までの規定は、新法第七十二条の二第一項第一号イに
 掲げる法人に対する平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日
 までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合に
 おいて、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ
 ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項	第六項第三号	平成二十九年四月一日か ら平成三十年三月三十一 日まで	平成三十年四月一日から 平成三十一年三月三十一 日まで
		平成二十九年分調整後 付加価値額	平成三十年分調整後付 加価値額
第七項	第六項第三号	平成二十九年分基 準法人 事業税額	平成三十年分基 準法人 事業税額
		二分の一	四分の一
第七項	第六項第三号	平成二十九年分課 税標準 所得	平成三十年分課 税標準 所得
		平成二十九年分調 整後 付加価値額	平成三十年分調 整後付 加価値額

前項				第八項第三号				第八項			
平成二十九年度分法人事業業税額	平成二十九年度分基準法 加価値額	平成二十九年度分調整後 付加価値額	平成二十九年度分課税標準所得	平成二十九年度分法人事業業税額	平成二十九年度分基準法 二分の一	平成二十九年度分調整後 付加価値額	平成二十九年度分課税標準所得	平成三十一年度分法人事業業税額	平成三十一年度分基準法 四分の一	平成三十一年度分調整後 付加価値額	平成三十一年度分課税標準所得
二十億円	二十億円	二十億円	二十億円	二十億円	二十億円	二十億円	二十億円	四十億円	四十億円	四十億円	四十億円
平成二十九年度分法人事業業税額	平成二十九年度分基準法 加価値額	平成二十九年度分調整後 付加価値額	平成二十九年度分課税標準所得	平成二十九年度分法人事業業税額	平成二十九年度分基準法 二分の一	平成二十九年度分調整後 付加価値額	平成二十九年度分課税標準所得	平成三十一年度分法人事業業税額	平成三十一年度分基準法 四分の一	平成三十一年度分調整後 付加価値額	平成三十一年度分課税標準所得
二十億円	二十億円	二十億円	二十億円	二十億円	二十億円	二十億円	二十億円	四十億円	四十億円	四十億円	四十億円

8| 第二項から前項までの規定の適用がある法人（新法附則第九条の二の二第一項の規定の適用がある法人を除く。）に対する新法第七十二条の二十四の十一第五項の規定の適用については、同項中「による事業税額」とあるのは「並びに地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第五条第二項から第七項までの規定による事業税額」と、「同条第一項」とあるのは「同条第二項から第七項まで」と、「次に第一項の規定による」とあるのは「次に前条第一項の規定による控除及び第一項の規定による控除の順序に」とする。

9| 及び10| 略

11| 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、施行日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本金等の額（新法第七十二条の二十一第六項又は第七十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）から、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）を控除するものとする。この場合における新法第七十二条の二十一第七項の規定の適用については

11| 第二項から前項までの規定の適用がある法人（新法附則第九条の二の二第一項の規定の適用がある法人を除く。）に対する新法第七十二条の二十四の十一第五項の規定の適用については、同項中「による事業税額」とあるのは「並びに地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第五条第二項から第十項までの規定による事業税額」と、「同条第一項」とあるのは「同条第二項から第十項まで」と、「次に第一項の規定による」とあるのは「次に前条第一項の規定による控除及び第一項の規定による控除の順序に」とする。

12| 及び13| 略

14| 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、施行日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本金等の額（新法第七十二条の二十一第六項又は第七十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）から、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）を控除するものとする。この場合における新法第七十二条の二十一第七項の規定の適用については

、同項中「又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「次条第一項若しくは第二項又は地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第五条第十一項」とする。

一〇三略

12| 略

13| 新法附則第九条の二の二第一項の規定及び第二項から第七項までの規定の適用がある法人に対する新法第七十二条の二十四の十一第五項の規定の適用については、新法附則第九条の二の二第三項の規定にかかわらず、新法第七十二条の二十四の十一第五項中「及び第一項」とあるのは「第一項及び附則第九条の二の二第一項の規定並びに地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第五条第二項から第七項まで」と、「同条第一項」とあるのは「同条第二項から第七項まで」と、「次に第一項の規定による」とあるのは「次に附則第九条の二の二第一項の規定による控除、前条第一項の規定による控除及び第一項の規定による控除の順序に」とする。

14| 略

第六条 附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の事業税についての三十一年新法第七十二条の二十六第一項の規定の適用については、同項中「六倍」とあるのは、「八・六倍」とする。

2| 三十一年新法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定は、附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に都道府県に納付

、同項中「又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「次条第一項若しくは第二項又は地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第五条第十四項」とする。

一〇三略

15| 略

16| 新法附則第九条の二の二第一項の規定及び第二項から第十項までの規定の適用がある法人に対する新法第七十二条の二十四の十一第五項の規定の適用については、新法附則第九条の二の二第三項の規定にかかわらず、新法第七十二条の二十四の十一第五項中「及び第一項」とあるのは「第一項及び附則第九条の二の二第一項の規定並びに地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第五条第二項から第十項まで」と、「同条第一項」とあるのは「同条第二項から第十項まで」と、「次に第一項の規定による」とあるのは「次に附則第九条の二の二第一項の規定による控除、前条第一項の規定による控除及び第一項の規定による控除の順序に」とする。

17| 略

第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の事業税についての二十九年新法第七十二条の二十六第一項の規定の適用については、同項中「六倍」とあるのは、「八・六倍」とする。

2| 二十九年新法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定は、平成二十九年度以後にこれらの規定により市町村に対し交付すべき法

される法人の事業税に係る法人事業税交付金（三十一年新法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の事業税に係る交付金をいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。）について適用する。ただし、平成三十一年度に限

り、法人事業税交付金は、同年度内に交付しないで、平成三十二年

度までに交付すべき法人事業税交付金に加算して交付するものとする。

3 平成三十二年度における法人事業税交付金に係る三十一年新法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定の適用については、三十二年新法第七十二条の七十六中「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数」とあるのは「各市町村の市町村民税の法人税割額」と、同項中「統計法第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数」とあるのは「各市町村の市町村民税の法人税割額及び第五条第二項第一号に掲げる税のうち第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

4 平成三十三年度及び平成三十四年度における法人事業税交付金に係る三十一年新法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定の適用については、三十一年新法第七十二条の七十六中「従業者数」とあるのは「従業者数及び市町村民税の法人税割額」と、同項中「従業者数」とあるのは「従業者数並びに市町村民税の法人税割額及び第五条第二項第一号に掲げる税のうち第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

人の行う事業に対する事業税に係る交付金（次項及び第四項において「法人事業税交付金」という。）について適用する。

3 平成二十九年度における法人事業税交付金に係る二十九年新法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定の適用については、二十九年新法第七十二条の七十六中「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数」とあるのは「各市町村の市町村民税の法人税割額」と、同項中「統計法第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数」とあるのは「各市町村の市町村民税の法人税割額及び第五条第二項第一号に掲げる税のうち第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

4 平成三十年度及び平成三十一年度における法人事業税交付金に係る二十九年新法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定の適用については、二十九年新法第七十二条の七十六中「従業者数」とあるのは「従業者数及び市町村民税の法人税割額」と、同項中「従業者数」とあるのは「従業者数並びに市町村民税の法人税割額及び第五条第二項第一号に掲げる税のうち第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

5 前二項の規定により読み替えられた三十一年新法第七十二条の七十六に規定する市町村民税の法人税割額並びに前二項の規定により読み替えられた三十一年新法第七百三十四条第四項に規定する市町村民税の法人税割額及び都民税の法人税割額は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

6 略

第十一条 附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

第十三条の二 附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の地方税法（附則第十九条の二第二項において「二十九年新法」という。）の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた附則第一条第三号に掲げる規定による改正前の地方税法（附則第十九条の二第二項において「二十九年旧法」という。）附則第五十四条第三項の規定により納税義務を免除される平成二十七年分及び平成二十八年度分の自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第四項の規定による還付又は同条第五項の規定による充当については、なお従前の例による。

第十四条 三十一年新法の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、

5 前二項の規定により読み替えられた二十九年新法第七十二条の七十六に規定する市町村民税の法人税割額並びに前二項の規定により読み替えられた二十九年新法第七百三十四条第四項に規定する市町村民税の法人税割額及び都民税の法人税割額は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

6 略

第十一条 附則第一条第三号 に掲げる規定の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

第十四条 二十九年新法の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、

附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

2 附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日が大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の前である場合には、同日の前日までの間における三十一年新法第四百九条第一項の規定の適用については、同項第三号中「第二条第十六項」とあるのは、「第二条第十四項」とする。

3 三十一年新法の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成三十一年度分の附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年以後の年度の自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

4 前項の規定によりなお従前の例によることとされた附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「三十一年旧法」という。）附則第五十四条第三項の規定により納税義務を免除される平成三十一年度分までの自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第四項の規定による還付又は同条第五項の規定による充当については、なお従前の例による。

附則第一条第三号 に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

2 附則第一条第三号 に掲げる規定の施行の日が大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の前である場合には、同日の前日までの間における二十九年新法第四百九条第一項の規定の適用については、同項第三号中「第二条第十六項」とあるのは、「第二条第十四項」とする。

3 二十九年新法の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成二十九年以後の年度の自動車税の種別割について適用し、平成二十八年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

4 前項の規定によりなお従前の例によることとされた附則第一条第三号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第二十条において「二十九年旧法」という。）附則第五十四条第三項の規定により納税義務を免除される平成二十七年分及び平成二十八年度分の自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第四項の規定による還付又は同条第五項の規定による充当については、なお従前の例による。

5 平成二十四年四月一日から附則第一条第三号に掲げる規定の施行の前日までの間に総務大臣が二十九年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（以下この条及び附則第二十条において「旧自動車持出困難区域」という。）

（のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）の施行の日以後最初に二十九年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した区域（次項及び附則第二十条において「初回指定旧自動車持出困難区域」という。）については、平成二十三年三月十一日を二十九年新法附則第五十三条の二第二項第一号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域（以下この条及び附則第二十条において「自動車等持出困難区域」という。）を指定する旨の公示があった日とみなして、二十九年新法附則第五十三条の二第二項及び第三項並びに第五十四条第二項、第三項及び第七項の規定を適用する。

6 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る二十九年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を二十九年新法附則第五十三条の二第二項第一号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、同条第二項及び第三項並びに二十九年新法附則第五十四条第二項、第三項及び第七項の規定を適用する。

7 旧自動車持出困難区域のうち、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までに二十九年旧法附則第五十二条第二項第二号の規定による旧自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった区域については、当該旧自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった日を二十九年新法附則第五十三条の二第二項第二号の規定による自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった日とみなして、同項（

第十七条 略

2 三十一年新法第三百十四条の四第一項並びに附則第八条の二の二第七項及び第九項の規定は、附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 三十一年新法第七百三十四条第三項及び附則第八条の二の二第十三項の規定は、附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の都民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の都民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の都民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の都民税については、なお従前の例による。

第十九条の二 二十九年新法の規定中軽自動車税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十八年年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧法附則第五十七条第五項、第七項又は第九項の規定により納税義務を免除される平成二十七年年度分及び平成二十八年年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第十項の規定による還付又は同条第十一項の規定に

同号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

第十七条 略

2 二十九年新法第三百十四条の四第一項並びに附則第八条の二の二第七項及び第九項の規定は、附則第一条第三号 に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

よる充当については、なお従前の例による。

第二十条 三十一年新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 三十一年新法附則第二十九条の十第一項の条例又は規則の制定に関し必要な手続その他の行為は、附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

3 三十一年新法の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成三十二年以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

4 前項の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧法附則第五十七条第五項、第七項又は第九項の規定により納税義務を免除される平成三十一年度分までの軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第十項の規定による還付又は同条第十一項の規定による充当については、なお従前の例による。

第二十条 二十九年新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 二十九年新法附則第二十九条の十第一項の条例又は規則の制定に関し必要な手続その他の行為は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

3 二十九年新法の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成二十八年年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

4 前項の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年旧法附則第五十七条第五項、第七項又は第九項の規定により納税義務を免除される平成二十七年分及び平成二十八年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第十項の規定による還付又は同条第十一項の規定による充当については、なお従前の例による。

5 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域については、平成二十三年三月十一日を二十九年新法附則第五十三条の第二項第一号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、二十九年新法附則第五十六条の三第二項及び第三項並びに第五十七条第四項から第九項まで及び第十三項の規定を適用する。

6 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の

区域については、当該区域に係る二十九年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を二十九年新法附則第五十三条の二第二項第一号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、二十九年新法附則第五十六条の三第二項及び第三項並びに第五十七条第四項から第九項まで及び第十三項の規定を適用する。

7 | 旧自動車持出困難区域のうち、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までに二十九年旧法附則第五十二条第二項第二号の規定による旧自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった区域については、当該旧自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった日を二十九年新法附則第五十三条の二第二項第二号の規定による自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった日とみなして、二十九年新法附則第五十六条の三第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に伴う経過措置）

第三十一条 附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第九条の規定による廃止前の地方人特別税等に関する暫定措置法（以下この条及び次条において「廃止前暫定措置法」という。）第二条の規定の適用については、なお従前の例による。

2 附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される廃止前暫定措置

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に伴う経過措置）

第三十一条 附則第一条第三号 に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第九条の規定による廃止前の地方人特別税等に関する暫定措置法（以下この条及び次条において「廃止前暫定措置法」という。）第二条の規定の適用については、なお従前の例による。

2 附則第一条第三号 に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される廃止前暫定措置

法に規定する地方法人特別税（以下この条において「旧地方法人特別税」という。）については、廃止前暫定措置法第三章（第二十二条の表国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の項を除く。）及び第四十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前暫定措置法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

3 附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される旧地方法人特別税については、同日から平成三十三年一月三十一日までの間は、廃止前暫定措置法第二十二条（同条の表国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税」とあるのは「旧地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。第八条第一項において同じ。）」と、「地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税」とあるのは「旧地方法人特別税」とする。

4 都道府県は、平成三十三年一月において、平成三十二年十二月までに第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置

法に規定する地方法人特別税（以下この条において「旧地方法人特別税」という。）については、廃止前暫定措置法第三章（第二十二条の表国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の項を除く。）及び第四十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前暫定措置法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

3 附則第一条第三号 に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される旧地方法人特別税については、同日から平成三十年七月三十一日 までの間は、廃止前暫定措置法第二十二条（同条の表国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）の項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税」とあるのは「旧地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。第八条第一項において同じ。）」と、「地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税」とあるのは「旧地方法人特別税」とする。

4 都道府県は、平成三十年七月 において、同年六月 までに第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置

法第十三条の規定により還付することとされた旧地方人特別税に係る還付金等（同条第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）に相当する額のうち同月までに払込予定額（第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定により翌々月の末日までに国に払い込むものとされる旧地方人特別税として納付された額をいう。以下この項及び次項において同じ。）

の総額から控除されなかったものがある場合又は平成三十三年一月に第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十三条の規定により還付することとされた旧地方人特別税に係る還付金等に相当する額がある場合には、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十四条第一項の規定にかかわらず、同月に納付された払込予定額の総額を限度として、当該払込予定額の総額から控除するものとする。この場合における第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十四条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第四項」と、「額を、」とあるのは「額を、平成三十三年二月又は三月（と、」の属する月」とあるのは「が同年四月以後である場合には、当該返納があった日又は政令で定める事由が生じた日の属する四半期（各年の一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。）」とする。

5 前項の規定により、平成三十三年一月において、同月に納付された払

法第十三条の規定により還付することとされた旧地方人特別税に係る還付金等（同条第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）に相当する額のうち同月までに払込予定額（第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定により翌々月の末日までに国に払い込むものとされる旧地方人特別税として納付された額をいう。以下この項及び次項において同じ。）

の総額から控除されなかったものがある場合又は同年七月に第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十三条の規定により還付することとされた旧地方人特別税に係る還付金等に相当する額がある場合には、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十四条第一項の規定にかかわらず、同月に納付された払込予定額の総額を限度として、当該払込予定額の総額から控除するものとする。この場合における第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十四条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第四項」と、「額を、」とあるのは「額を、平成三十年八月又は九月（と、」の属する月」とあるのは「が同年十月以後である場合には、当該返納があった日又は政令で定める事由が生じた日の属する四半期（各年の一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。）」とする。

5 前項の規定により、平成三十年七月において、同月に納付された払

込予定額の総額から控除するものとされた旧地方法人特別税に係る還付金等に相当する額が、当該払込予定額の総額を超えた都道府県がある場合には、総務省令で定めるところにより、当該還付金等に相当する額から当該払込予定額の総額を控除した額の合計額を各都道府県が負担するものとする。

6 平成三十三年二月又は三月に都道府県に旧地方法人特別税の納付があった場合における第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「当該納付があつた月の翌々月の末日」とあるのは、「平成三十三年五月三十一日」とする。

7 都道府県は、平成三十三年二月又は三月において、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十三条の規定により旧地方法人特別税に係る還付金等を還付することとした場合には、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十四条第一項の規定にかかわらず、当該還付金等に相当する額の総額を、前項の規定により読み替えられた第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定により同年五月三十一日までに国に払い込むものとされる旧地方法人特別税として納付された額（以下この項において「五月までの払込予定額」という。）の総額から控除するものとする。ただし、当該還付金等に相当する額の総額が当該五月までの払込予定額の総額を超える場合には、当該還付金等に相当する額の総額から当該五月までの払込予定額の総額を控除した額を、同年三月三十一日後遅滞なく、国に請求するものと

込予定額の総額から控除するものとされた旧地方法人特別税に係る還付金等に相当する額が、当該払込予定額の総額を超えた都道府県がある場合には、総務省令で定めるところにより、当該還付金等に相当する額から当該払込予定額の総額を控除した額の合計額を各都道府県が負担するものとする。

6 平成三十年八月又は九月に都道府県に旧地方法人特別税の納付があった場合における第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「当該納付があつた月の翌々月の末日」とあるのは、「平成三十年十一月三十日」とする。

7 都道府県は、平成三十年八月又は九月において、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十三条の規定により旧地方法人特別税に係る還付金等を還付することとした場合には、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十四条第一項の規定にかかわらず、当該還付金等に相当する額の総額を、前項の規定により読み替えられた第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定により同年十一月三十日までに国に払い込むものとされる旧地方法人特別税として納付された額（以下この項において「十一月までの払込予定額」という。）の総額から控除するものとする。ただし、当該還付金等に相当する額の総額が当該十一月までの払込予定額の総額を超える場合には、当該還付金等に相当する額の総額から当該十一月までの払込予定額の総額を控除した額を、同年九月三十日後遅滞なく、国に請求するものと

する。

8 前項の場合における第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十四条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第七項」と、「額を、」とあるのは「額を、平成三十三年二月又は三月（」と、「の属する月」とあるのは「が同年四月以後である場合には、当該返納があつた日又は政令で定める事由が生じた日の属する四半期（各年の一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。））」とする。

9 略

10 平成三十三年四月以後に都道府県に旧地方法人特別税の納付があつた場合における第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「月の翌々月の末日まで」とあるのは、「日の属する四半期（各年の一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。）の末日から二月以内」とする。

11 都道府県は、平成三十三年四月以後において、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十三条の規定により旧地方法人特別税に係る還付金等を還付することとした場合には、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十四条第一項の規定にかかわらず、四半期（各年の一月一日から三月三

する。

8 前項の場合における第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十四条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第七項」と、「額を、」とあるのは「額を、平成三十年八月又は九月（」と、「の属する月」とあるのは「が同年十月以後である場合には、当該返納があつた日又は政令で定める事由が生じた日の属する四半期（各年の一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。））」とする。

9 略

10 平成三十年十月以後に都道府県に旧地方法人特別税の納付があつた場合における第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「月の翌々月の末日まで」とあるのは、「日の属する四半期（各年の一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。）の末日から二月以内」とする。

11 都道府県は、平成三十年十月以後において、第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十三条の規定により旧地方法人特別税に係る還付金等を還付することとした場合には、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十四条第一項の規定にかかわらず、四半期（各年の一月一日から三月三

十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。以下この項において同じ。）ごとの当該還付金等に相当する額の総額を、前項の規定により読み替えられた第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定により当該四半期の末日から二月以内に国に払い込むものとされる旧地方法人特別税として納付された額（以下この項において「四半期ごとの払込予定額」という。）であつて当該還付金等を還付することとした日の属する四半期に納付されたものの総額から控除するものとする。ただし、当該還付金等に相当する額の総額が当該四半期ごとの払込予定額の総額を超える場合には、当該還付金等に相当する額の総額から当該四半期ごとの払込予定額の総額を控除した額を、当該四半期の末日後遅滞なく、国に請求するものとする。

12及び13 略

第三十二条 平成三十三年二月までの譲与時期に係る廃止前暫定措置法に規定する地方法人特別譲与税（以下この条において「旧地方法人特別譲与税」という。）については、廃止前暫定措置法第四章及び第四十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前暫定措置法第三十三条第二項第一号中「第二条第一項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた第二条第一項」とする。

十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間をいう。以下この項において同じ。）ごとの当該還付金等に相当する額の総額を、前項の規定により読み替えられた第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定により当該四半期の末日から二月以内に国に払い込むものとされる旧地方法人特別税として納付された額（以下この項において「四半期ごとの払込予定額」という。）であつて当該還付金等を還付することとした日の属する四半期に納付されたものの総額から控除するものとする。ただし、当該還付金等に相当する額の総額が当該四半期ごとの払込予定額の総額を超える場合には、当該還付金等に相当する額の総額から当該四半期ごとの払込予定額の総額を控除した額を、当該四半期の末日後遅滞なく、国に請求するものとする。

12及び13 略

第三十二条 平成三十年八月までの譲与時期に係る廃止前暫定措置法に規定する地方法人特別譲与税（以下この条において「旧地方法人特別譲与税」という。）については、廃止前暫定措置法第四章及び第四十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前暫定措置法第三十三条第二項第一号中「第二条第一項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた第二条第一項」とする。

2 平成三十二年度に限り、第七条の二の規定による改正後の地方財政法（以下この項において「新地方財政法」という。）第四条の三第一項及び第三十三条の五の三の規定の適用については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十八条の規定にかかわらず、新地方財政法第四条の三第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「旧地方法人特別譲与税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十二条に規定する地方法人特別譲与税をいう。第三十三条の五の三において同じ。）、「特別とん譲与税」と、新地方財政法第三十三条の五の三中「並びに法人の行う事業に対する事業税」とあるのは、「法人の行う事業に対する事業税並びに旧地方法人特別譲与税」とする。

3 平成三十二年度分 の地方交付税に係る附則第三十七條の二の規定による改正後の地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号。以下この条及び附則第三十八条において「三十二年新地方交付税法」という。）第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十九条の規定にかかわらず、三十二年新地方交付税法第十四条第一項中「当該道府県の地方揮発油譲与税」とあるのは「当該道府県の旧地方法人特別譲与税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法

2 平成三十年年度 に限り、第七条 の規定による改正後の地方財政法（以下この項において「新地方財政法」という。）第四条の三第一項及び第三十三条の五の三の規定の適用については、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十八条の規定にかかわらず、新地方財政法第四条の三第一項中「特別とん譲与税」とあるのは「旧地方法人特別譲与税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十二条に規定する地方法人特別譲与税をいう。第三十三条の五の三において同じ。）、「特別とん譲与税」と、新地方財政法第三十三条の五の三中「並びに法人の行う事業に対する事業税」とあるのは、「法人の行う事業に対する事業税並びに旧地方法人特別譲与税」とする。

3 平成二十九年度分及び平成三十年度分の地方交付税に係る附則第三十七條の規定による改正後の地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号。以下この条及び附則第三十八条において「新地方交付税法」という。）第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十九条の規定にかかわらず、新地方交付税法 第十四条第一項中「当該道府県の地方揮発油譲与税」とあるのは「当該道府県の旧地方法人特別譲与税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法

第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十一年法律第二十五号）第三十二条に規定する地方法人特別譲与税をいう。第三項において同じ。）の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税」と、同条第三項の表道府県の項中

「 十二 地方揮発油譲与税
前年度の地方揮発油譲与税の譲与額
とあるのは

「 十二 地方法人特別譲与税
前年度の旧地方法人特別譲与税の譲与額
とあるのは
「 十二 地方揮発油譲与税
前年度の地方揮発油譲与税の譲与額
とあるのは

4 平成三十二年年度分

の三十二年新地方交付税法附則

第八条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額の算定に係る同条の規定の適用については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十九条の規定にかかわらず、三十二年新地方交付税法附則第八条中「第十四条第三項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第三項の規定により読み替えられた第十四条第三項」と、「事業税、」とあるのは「事業税、旧地方法人特別譲与税（同法
附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（

第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十一年法律第二十五号）第三十二条に規定する地方法人特別譲与税をいう。第三項において同じ。）の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税」と、同条第三項の表道府県の項中

「 十二 地方揮発油譲与税
前年度の地方揮発油譲与税の譲与額
とあるのは

「 十二 地方法人特別譲与税
前年度の旧地方法人特別譲与税の譲与額
とあるのは
「 十二 地方揮発油譲与税
前年度の地方揮発油譲与税の譲与額
とあるのは

4 平成二十九年度分及び平成三十年年度分の新地方交付税法

附則

第八条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額の算定に係る同条の規定の適用については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十九条の規定にかかわらず、新地方交付税法 附則第八条中「第十四条第三項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第三項の規定により読み替えられた第十四条第三項」と、「事業税、」とあるのは「事業税、旧地方法人特別譲与税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（

平成二十年法律第二十五号)第三十二条に規定する地方法人特別譲与税をいう。以下この条において同じ。)、」と、「並びに法人の行う事業に対する事業税」とあるのは、「法人の行う事業に対する事業税並びに旧地方法人特別譲与税」とする。

- 5 平成三十二年度に限り、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第二条第四項の規定の適用については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第四十条の規定にかかわらず、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第四項中「収入見込額」とあるのは、「収入見込額(都道府県にあつては、当該収入見込額に同法で定める方法により算定した当該都道府県の旧地方法人特別譲与税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第三十二条に規定する地方法人特別譲与税をいう。)の収入見込額を加算した額)」とする。

- 6 平成三十三年二月の譲与時期に係る旧地方法人特別譲与税については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十四条第三項の規定は、適用しない。

- 7 総務大臣が旧地方法人特別譲与税を都道府県に譲与した後に、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、平成三十三年二月の譲与時期に平成三十二年十一月の譲与時期までに譲与した額を増加する必要がある都道府県がある場合において、当該増加する必要がある額の総額が平成

平成二十年法律第二十五号)第三十二条に規定する地方法人特別譲与税をいう。以下この条において同じ。)、」と、「並びに法人の行う事業に対する事業税」とあるのは、「法人の行う事業に対する事業税並びに旧地方法人特別譲与税」とする。

- 5 平成三十年度に限り、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第二条第四項の規定の適用については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第四十条の規定にかかわらず、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第四項中「収入見込額」とあるのは、「収入見込額(都道府県にあつては、当該収入見込額に同法で定める方法により算定した当該都道府県の旧地方法人特別譲与税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第三十二条に規定する地方法人特別譲与税をいう。)の収入見込額を加算した額)」とする。

- 6 平成三十年八月の譲与時期に係る旧地方法人特別譲与税については、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十四条第三項の規定は、適用しない。

- 7 総務大臣が旧地方法人特別譲与税を都道府県に譲与した後に、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、平成三十年八月の譲与時期に同年五月の譲与時期までに譲与した額を増加する必要がある都道府県がある場合において、当該増加する必要がある額の総額が同年

三十三年二月の譲与時期に係る旧地方法人特別譲与税として譲与すべき額の総額を超えるときは、総務省令で定めるところにより、当該増加する必要がある額の総額から当該譲与すべき額の総額を控除した額の合計額を各都道府県が負担するものとする。

8 総務大臣が旧地方法人特別譲与税を都道府県に譲与した後に、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、平成三十三年二月の譲与時期に平成三十二年十一月の譲与時期までに譲与した額を減少する必要が生じた都道府県がある場合において、当該減少する必要がある額が平成三十三年二月の譲与時期に係る旧地方法人特別譲与税として当該都道府県に譲与すべき額を超えるときは、当該都道府県は、当該減少する必要がある額から当該譲与すべき額を控除した額を国に支払うものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三十五条 地方自治法の一部を次のように改正する。

(後略)

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 前条の規定による改正後の地方自治法(以下この条において「新地方自治法」という。)第二百八十二条の規定は、平成三十二年以後に同条第一項の規定により特別区に対し交付すべき特別区財政調整交付金(同条第二項に規定する特別区財政調整交付金をいう。次項及び第三項において同じ。)について適用し、平成三十一年度までに前条の

八月の譲与時期に係る旧地方法人特別譲与税として譲与すべき額の総額を超えるときは、総務省令で定めるところにより、当該増加する必要がある額の総額から当該譲与すべき額の総額を控除した額の合計額を各都道府県が負担するものとする。

8 総務大臣が旧地方法人特別譲与税を都道府県に譲与した後に、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、平成三十年八月の譲与時期に同年五月の譲与時期までに譲与した額を減少する必要が生じた都道府県がある場合において、当該減少する必要がある額が同年八月の譲与時期に係る旧地方法人特別譲与税として当該都道府県に譲与すべき額を超えるときは、当該都道府県は、当該減少する必要がある額から当該譲与すべき額を控除した額を国に支払うものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三十五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

(後略)

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 前条の規定による改正後の地方自治法(以下この条において「新地方自治法」という。)第二百八十二条の規定は、平成二十九年以後に同条第一項の規定により特別区に対し交付すべき特別区財政調整交付金(同項に規定する特別区財政調整交付金をいう。次項及び第三項において同じ。)について適用し、平成二十八年度までに前条の

規定による改正前の地方自治法第二百八十二条第一項の規定により特別区に対し交付する同条第二項に規定する特別区財政調整交付金については、なお従前の例による。

2 平成三十二年における特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「収入額に」とあるのは「収入額（平成三十一年十月三十一日から平成三十二年三月三十一日までに納付された法人の行う事業に対する事業税の収入額を含む。）に」と、「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数」とあるのは「各市町村の市町村民税の法人税割額及び同法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

3 平成三十三年度及び平成三十四年度における特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「従業者数」とあるのは、「従業者数並びに市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

4 略

（地方交付税法の一部改正）

第三十七条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

規定による改正前の地方自治法第二百八十二条第一項の規定により特別区に対し交付する同項に規定する特別区財政調整交付金については、なお従前の例による。

2 平成二十九年における特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村及び特別区の従業者数」とあるのは、「各市町村の市町村民税の法人税割額及び同法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

3 平成三十年度及び平成三十一年度における特別区財政調整交付金の交付に係る新地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「従業者数」とあるのは、「従業者数並びに市町村民税の法人税割額及び地方税法第五条第二項第一号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

4 略

（地方交付税法の一部改正）

第三十七条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「配当割に係る交付金（以下）の下に「この項及び第三項において」を、「株式等譲渡所得割に係る交付金（以下）の下に「この項及び第三項において」を、「地方消費税に係る交付金（以下）の下に「この項及び第三項において」を、「ゴルフ場利用税に係る交付金（以下）の下に「この項及び第三項において」を、「市（以下）の下に「この項において」を加え、「軽油引取税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正後の地方税法（以下この項及び第三項において「改正後地方税法」という。）第四百四十五条第一号に規定する環境性能割（以下この項及び第三項の表道府県の項第九号の二一において「環境性能割」という。）の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から改正後地方税法第七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項及び第三項において「環境性能割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」に改め、「市町村たばこ税に係る交付金（以下この下に「この項及び第三項において」を加え、「以下「都道府県交付金」を「次項及び第三項において「都道府県交付金」に改め、「市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に、「当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を、「国有資産等所在市町村交付金（以下）の下に「この条において」を、

第十四条第一項中「株式等譲渡所得割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」の下に「とし、法人の行う事業に対する事業税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額から当該収入見込額を基礎として同法第七十二条の七十六の規定の例により算定した同条の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の交付見込額を控除した額」を加え、「とし、自動車取得税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の自動車取得税の収入見込額から同法第四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」を削り、「軽油引取税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」の下に「とし、環境性能割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から同法第七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下「環境性能割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」を、「市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に「基準税率をもつて算定した当該市町村を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該市町村の法人事業税交付金の収入見込額」を加え、「市町村の自動車取得税交付金」を「市町村の環境性能割交付金」に

軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に、「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を加え、同条第二項中「にいう」を「に規定する」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に改め、同項の表道府県の項第七号中「有した」の下に「地方税法第百十三条第二項に規定する」を加え、同項第九号中「有する」の下に「地方税法第百四十五条第一項に規定する」を加え、同号の次に次のように加える。

<p>九の二 改正後地方税法 に規定する自動車税</p> <p>1 環境性能割</p>	<p>当該年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車（改正後地方税法第百四十五条第三号に規定する自動車をいう。以下この号において同じ。）の取得見込件数として総務大臣が定める数</p>
<p>2 改正後地方税法第 百四十五条第二号に 規定する種別割</p>	<p>当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の台数</p>

第十四条第三項の表市町村の項第三号中「軽自動車の」を「地方税法第四百四十二条の二第一項に規定する軽自動車等の」に改め、同号の次に次のように加える。

<p>三の二 改正後地方税法 に規定する軽自動車税</p>	<p>当該年度中における当該市町村の区域内に定置場を有した三輪以上の改正後</p>
-----------------------------------	---

改め、「指定市の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に、「基準税率をもつて算定した当該指定市を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該指定市の法人事業税交付金の収入見込額」を加え、「当該指定市の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を削り、「軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に、「当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を加え、同条第二項中「にいう」を「に規定する」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に改め、同項の表道府県の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次のように加える。

<p>八 自動車税</p> <p>1 環境性能割</p> <p>2 種別割</p>	<p>前年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車の取得件数</p> <p>当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の台数</p>
---	---

第十四条第三項の表道府県の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村の項第三号を次のように改める。

<p>三 軽自動車税</p> <p>1 環境性能割</p> <p>2 種別割</p>	<p>前年度中における当該市町村の区域内に定置場を有した軽自動車の取得件数</p> <p>当該市町村の区域内に定置場を有する</p>
--	--

の改正後地方税法第四
百四十二条第一号に規
定する環境性能割
務大臣が定める数

第十四条第三項の表市町村の項中第二十号を第二十一号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次のように加える。

十五 環境性能割交付金	当該年度の環境性能割交付金の交付見込額として総務大臣が定める額
-------------	---------------------------------

第三十七条の二 地方交付税法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「株式等譲渡所得割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」の下に「とし、法人の行う事業に対する事業税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額から当該収入見込額を基礎として同法第七十二条の七十六の規定の例により算定し

軽自動車の種類別の台数

第十四条第三項の表市町村の項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次のように加える。

十一 法人事業税交付金	当該市町村を包括する道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値並びに前年度の法人事業税交付金の交付額の算定に用いた当該道府県の業者数及び当該市町村の従業者数
-------------	---

第十四条第三項の表市町村の項中第二十号を第二十一号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次のように加える。

十五 環境性能割交付金	前年度の環境性能割交付金の交付額
-------------	------------------

附則第八条中「利子割交付金」の下に「法人事業税交付金」を加え、「本条」を「この条」に、「並びに利子割交付金」を「利子割交付金並びに法人事業税交付金」に改める。

た同条の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）の交付見込額を控除した額」を加え、「とし、自動車取得税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の自動車取得税の収入見込額から同法第四百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額」、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正後の地方税法（以下この項及び第三項において「改正後地方税法」という。）第四百四十五条第一号に規定する」及び「（以下この項及び第三項の表道府県の項第九号の二一において「環境性能割」という。）を削り、「から改正後地方税法」を「から同法」に、「道府県の地方税法」を「道府県の同法」に改め、「市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に、「基準税率をもつて算定した当該市町村を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該市町村の法人事業税交付金の収入見込額」を加え、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」を削り、「指定市の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額」の下に、「基準税率をもつて算定した当該指定市を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該指定市の法人事業税交付金の収入見込額」を加え、「当該指定市の自動車取得税交付金の

収入見込額の百分の七十五の額」を削り、同条第三項の表道府県の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次のように加える。

八 自動車税

1 環境性能割

前年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車（地方税法第百四十五条第三号に規定する自動車をいう。以下この号において同じ。）の取得件数
当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の台数

2 種別割

第十四条第三項の表道府県の項中第九号及び第九号の二を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村の項中第三号を次のように改める。

三 軽自動車税

1 環境性能割

前年度中における当該市町村の区域内に定置場を有した三輪以上の地方税法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車の取得件数
当該市町村の区域内に定置場を有する
地方税法第四百四十二条第三号に規定する軽自動車等の種類別の台数

2 種別割

第十四条第三項の表市町村の項中第三号の二及び第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次のよ

うに加える。

十一 法人事業税交付金

当該市町村を包括する道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値並びに前年度の法人事業税交付金の交付額の算定に用いた当該道府県の従業者数及び当該市町村の従業者数

第十四条第三項の表市町村の項第十五号中「当該年度」を「前年度」に、「交付見込額として総務大臣が定める額」を「交付額」に改める。
附則第八条中「利子割交付金」の下に「法人事業税交付金」を加え、「本条」を「この条」に、「減収補てん」を「減収補填」に、「並びに利子割交付金」を「利子割交付金並びに法人事業税交付金」に改める。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十七条の三 附則第三十七条の規定による改正後の地方交付税法(次項において「新地方交付税法」という。)第十四条第一項及び第三項の規定は、平成三十一年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十年分までの地方交付税に係る附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2| 平成三十一年度分の地方交付税について、附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後において、新地方交付税法第十条第三項ただし

書の規定により、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更する場合における新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	自動車取得税	<p>、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び第三項において「改正前地方税法」という。）に規定する自動車取得税</p>
<p>同法第四百三十三条</p> <p>地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正後の地方税法（以下この項及び第三項において「改正後地方税</p>	<p>改正前地方税法第四百三十三条</p> <p>環境性能割</p>	

第三項の表市町村 の項第三号	軽自動車税	改正前地方税法に規定 する軽自動車税	改正後地方税法第百四 十五条第二号に規定す る種別割	(改正後地方税法 種別割 (地方税法	改正後地方税法に規定 する自動車税	改正前地方税法に規定 する自動車税	改正前地方税法	自動車税	地方税法	第三項の表道府県 の項第九号	道府県の同法	から同法	道府県の地方税法	地方税法	第三項の表道府県 の項第七号	法」という。) 第百四 十五条第一号に規定す る環境性能割(以下こ の項及び第三項の表道 府県の項第九号の二1 において「環境性能割 」という。)	から改正後地方税法	道府県の同法	改正前地方税法	改正前地方税法に規定 する自動車税	改正前地方税法	自動車税	地方税法	第三項の表道府県 の項第九号の二	改正後地方税法に規定 する自動車税	(改正後地方税法 種別割 (地方税法	改正後地方税法に規定 する軽自動車税	改正前地方税法に規定 する軽自動車税	改正前地方税法	改正前地方税法	自動車税	地方税法	第三項の表市町村 の項第三号

第三項の表市町村 の項第三号の二	改正後地方税法に規定 する軽自動車税の改正 後地方税法第四百四十 二条第一号に規定する	軽自動車税の
改正後地方税法第四百 四十二条第五号	地方税法第四百四十二 条第五号	

第三十八条 三十二年新地方交付税法第十四条第一項及び第三項の規定は

、平成三十二年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十一年度分までの地方交付税に係る附則第三十七条の二の規定による改正前の地方交付税法（次項において「三十二年旧地方交付税法」という。）第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2 三十二年新地方交付税法附則第八条の規定は、平成三十二年以降の年度分に係る同条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額の算定について適用し、平成二十九年度分、平成三十年分及び平成三十一年度分に係る三十二年旧地方交付税法附則第八条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額の算定については、なお従前の例による。

3 平成三十二年度分の地方交付税に係る三十二年新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条 新地方交付税法 第十四条第一項及び第三項の規定は

、平成二十九年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成二十八年度分までの地方交付税に係る前条の規定による改正前の地方交付税法（次項において「旧地方交付税法」という。）第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2 新地方交付税法 附則第八条の規定は、平成二十九年度以降の年度分に係る同条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額の算定について適用し、平成二十六年度分、平成二十七年分及び平成二十八年度分に係る旧地方交付税法 附則第八条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額の算定については、なお従前の例による。

3 平成二十九年度分の地方交付税に係る新地方交付税法 第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に

掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

4 平成三十三年度分の地方交付税に係る三十二年新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項の表市町村の項第十一号	並びに前年度の法人事業税交付金の交付額の	、当該年度における
	<p>地方税法第七十二条の七十六</p>	<p>平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第四項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六</p>
第一項	<p>同法第七十二条の七十六</p>	<p>地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。附則第六条第四項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六</p>

掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

4 平成三十年分及び平成三十一年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「同法第七十二条の七十六」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第六条第四項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六」と、「地方税法第七十二条の七十六」とあるのは「平成二十八年地方税法等改正法附則第六条第四項の規定により読み替えられた地方税法第七十二条の七十六」と、同条第三項の表市町村の項第十一号中「数値並びに」とあるのは「数値、」と、「市町村の従業者数」とあるのは「市町村の従業者数並びに当該市町村の市町村民税の法人税割額」とする。

	算定に用いた 市町村の従業者数	市町村の従業者数とし て総務大臣が定める数 並びに当該市町村の市 町村民税の法人税割額
5 平成三十四年度分の地方交付税に係る三十二年新地方交付税法第十四 条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規 定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第一項 六 同法第七十二条の七十	地方税法等の一部を改 正する等の法律（平成 二十八年法律第十三号 。以下この項において 「平成二十八年地方税 法等改正法」という。 ）附則第六条第四項の 規定により読み替えら れた地方税法七十二 条の七十六 平成二十八年地方税法 等改正法附則第六条第 四項の規定により読み 替えられた地方税法第
七十六 地方税法第七十二条の		

第三項の表市町村の項第十一号	数値並びに	七十二条の七十六
	市町村の従業者数	数値、
	市町村の従業者数並びに当該市町村の市町村	
	民税の法人税割額	

(道路運送車両法の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 前条の規定による改正後の道路運送車両法（以下この条及び附則第五十三条において「新道路運送車両法」という。）の規定の適用については、当分の間、新道路運送車両法第七十六条の二十七第一項第三号中「納付」とあるのは、「納付（検査対象軽自動車に係る平成三十一年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の地方税法に規定する軽自動車税の納付を含む。）」とする。

2 平成三十一年度以前の年度分の三十一年旧法に規定する自動車税又は軽自動車税を課されたことがある自動車についての新道路運送車両法第九十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「自動車税種別割（）」とあるのは「平成三十一年度以前の年度分の旧自動車税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この項において「改正前地方税法」という。）に規定する自動車税をいう。次項において同じ。）若しくは自動車税種別割（）」と、「軽自動車税種別割」とあるのは「平成三十一年度以前の年度分の旧軽自動車税

(道路運送車両法の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 前条の規定による改正後の道路運送車両法（以下この条及び附則第五十三条において「新道路運送車両法」という。）の規定の適用については、当分の間、新道路運送車両法第七十六条の二十七第一項第三号中「納付」とあるのは、「納付（検査対象軽自動車に係る平成二十八年年度以前の年度分の

軽自動車税の納付を含む。）」とする。

2 平成二十八年年度以前の年度分の自動車税又は軽自動車税を課されたことがある自動車についての新道路運送車両法第九十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「自動車税種別割（）」とあるのは「平成二十八年年度以前の年度分の自動車税若しくは自動車税種別割（）」

「と、「軽自動車税種別割」とあるのは「平成二十八年度以前の年度分の軽自動車税若

(改正前地方税法に規定する軽自動車税をいう。次項において同じ。)
若しくは軽自動車税種別割」と、同条第二項中「自動車税種別割又は軽自動車税種別割」とあるのは「平成三十一年度以前の年度分の旧自動車税若しくは自動車税種別割又は平成三十一年度以前の年度分の旧軽自動車税若しくは軽自動車税種別割」とする。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第四十八条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第二項中「当分の間、」を削り、「地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)による」を「地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。)

附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法(平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)をいう。以下この項において同じ。)

第十二条第三項の規定による平成三十三年一月三十一日までに都道府県から払い込まれた」に、「同法による」を「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十四条第一項の規定による平成三十三年二月までの譲与時期に係る」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

若しくは軽自動車税種別割」と、
同条第二項中「自動車税種別割又は軽自動車税種別割」とあるのは「平成二十八年度以前の年度分の自動車税若しくは自動車税種別割又は平成二十八年度以前の年度分の軽自動車税若しくは軽自動車税種別割」とする。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第四十八条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第二項中「当分の間、」を削り、「地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)による」を「地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。)

附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法(平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)をいう。以下この項において同じ。)

第十二条第三項の規定による平成三十年七月三十一日までに都道府県から払い込まれた」に、「同法による」を「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法第三十四条第一項の規定による平成三十年八月までの譲与時期に係る」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十条 附則第四十八条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計の平成三十一年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

第五十一条 附則第四十九条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計の平成三十二年以前年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(総合特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第五十三条 平成三十一年度以前の年度分の三十一年旧法に規定する自動車税を課されたことがある指定自家用貨物自動車(前条の規定による改正後の総合特別区域法第二十二条の二第一項の指定自家用貨物自動車という。)に係る同条第三項の規定による自動車検査証の返付についての同条第四項において準用する新道路運送車両法第九十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「自動車税種別割」とあるのは「平成三十一年度以前の年度分の旧自動車税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の地方税法に規定する自動車税をいう。次項において同じ。)又は自動車税種別割」と、同条第二項中「自動車税種別割」とあるのは「平成三十一年度以前の年度分の旧自動車税又は自動車税種別割」とする。

第五十条 附則第四十八条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計の平成二十八年以前年度の決算に関しては、なお従前の例による。

第五十一条 附則第四十九条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計の平成三十年以前年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(総合特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第五十三条 平成二十八年度以前の年度分の自動車税を課されたことがある指定自家用貨物自動車(前条の規定による改正後の総合特別区域法第二十二条の二第一項の指定自家用貨物自動車という。)に係る同条第三項の規定による自動車検査証の返付についての同条第四項において準用する新道路運送車両法第九十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「自動車税種別割」とあるのは、「平成二十八年度以前の年度分の自動車税
又は自動車税種別割」とする。